



**2018年度 一般社団法人 ハラ青年会議所 年間スケジュール**

月	総会	例会	理事会	スタンプ	金鑑	第4エリア会議	例会研究会	ファーラム	まちづくり	ヤング	企画部大	出向担当	競争	グルーブ	機考
1	13		5	16			新年総会						京都会議(京都市)	1月18日～21日	
2	第4エリア 合同例会	2	16	久留米			例会						第4エリア 合同例会		
3		12	2	16			例会				異業種 交流会		日本JC総会(東京)	3月24日	
4		11	2	16			研修事業 例会					第4エリア 野球大会	じゃがいも ゴルフ		
5		11	2	16	ハラ	例会(講師)						九州地区サッカー ハラちゃん二日黙	第4エリア 会議	5月24日～27日	AS PAC(鹿児島)
6		12	4	18		例会(講師)							福岡プロック大会(筑後)	6月10日	
7		11	2	17	うきは	例会							ザマーコンフレンス(横浜)	7月21日～22日	
8	18		2	16			ヤング事業		まちづくり 事業	まちづくり 事業	夏期総会 まちづくり事業	家族懇親会			
9		11	3	18	筑後	例会	ハラのまつり	ハラのまつり	まちづくり 事業				九州地区大会(天草)	9月1日～2日	
10	3LOM 合同例会	2	16			3LOM 合同例会							じゃがいも ゴルフ		全国大会(宮崎) 10月4日～7日
11		13	2	16	みらい	例会	ハ青連						世界会議インド(ゴア)	10月30日～11月3日	
12	8		3	17							12月総会				

二〇一八年度織組図

一般社団法人 八女青年会議所

# 所 信

一般社団法人八女青年会議所 2018年度理事長所信

実践躬行

～未来のために挑戦する～

第59代理事長 堤 倫亮

## 【はじめに】

1959年、「明るい豊かな社会」の実現を理想とし、使命感と情熱をもった青年有志によって八女青年会議所（以下、八女JC）が誕生しました。設立にあたり生みの苦しみを経験され、常に未来を見据え、進化を求める努力を続けてこられた先輩諸兄の想いを受け継ぎ、我々は運動を展開し続けています。そこには常に未来のために挑戦するという想いがあったからです。そして、その想いを受け継ぎ未来のために更なる運動を展開していかなければなりません。

口だけなら誰だって言える。何とでも言うことが出来る。「明るい豊かな社会」の実現に向けて率先して行動することを宣言する我々は、未来について語るだけでなく、八女JCの未来に明確なビジョンを描きその実現に向けて実践躬行の精神で挑戦していかなければなりません。

## 【八女JCの未来のために】

近年、八女JCでは会員の減少に歯止めをかけているものの、10年前に比べ会員数は半減しております。事業費や委員会数の減少により事業の選択肢が限られてきています。会員の減少は可能性の減少を意味します。「十人十色」という言葉があるように、人間には個性があり、その個性がぶつかり合うことで可能性が広がっていきます。一人で考えるより多くの仲間で議論することで、運動自体に厚みや幅が広がっていくのです。我々が、今まで以上に魅力ある運動を開拓していくために、全メンバー一人ひとりが会員拡大に対する当事者意識を持つことが大切です。そのために会員拡大に向けた新たなビジョンを模索し、目標を立て挑戦していかなければなりません。

新入会員は無限の可能性を有しています。我々は、その新入会員に対して様々なJC運動に携わる機会を提供していかなければなりません。導く側が模範となり、新入会員に学びや成長を体験させることでLOMが活性化され、お互いに成長するサイクルがLOMの結束力の強化に繋がり、八女JCの力強い未来に繋がります。

## 【子どもたちの未来のために】

近年、子どもが犠牲となり目を覆いたくなるようなニュースが飛び交い、目にするとたびに心が痛くなります。何故このような過ちは全国各地で後を絶たないのか、子を持つ親として日々悶々とした想いを抱いています。現在の日本は、道徳心や規範意識が欠け自己中心的な大人がいることも事実です。社会全般が心豊かな環境とはかけ離れた状況にあり、そのために児童虐待などの子どもが犠牲となる事件が多く存在しています。子育てに自信がない親や、子どもたちに対しどのように接するべきかわからない大人がいる中で、我々は子どもたちが未来に希望を持ち、心豊かに育つ環境を創る必要があります。大人が変われば子どもが変わり、子どもが変われば未来が変わります。八女JCには、長年継続してきた青少年育成事業の経験が豊富にあります。この経験を活かし、親は子どもの意見や行動を尊重し、子どもが親や大人を敬う心を醸成する機会を提供していく必要があります。自信を持ち道徳心を持って己を律することができる大人が増えることで子どもたちも変わり、子どもが変わることにより社会全体が心豊かなものになっていくものと確信します。

## 【八女地域の未来のために】

八女地域のみならず日本全国でみられる人口の都市部集中化により人口流出が進み、さらには少子高齢化などの要因により地域産業の衰退が進んでいます。地域産業の衰退に歯止めをかけるためにもJCが動き出す必要があります。現状、八女地域には大学ではなく大都市に比べ就職先も限られている環

境であるため高校を卒業すると一度は八女を離れるケースが多くあります。高校を卒業して八女を離れる前に八女の特産物や伝統工芸品と触れ合う機会を提供していきたいと考えます。地域産業の現状と向き合い、未来を考える事で、これから社会に羽ばたいていく若者たちの郷土愛を醸成し、今以上に八女地域の未来に新たな可能性を見出すことで、この地域の次の担い手を増やし、地域産業の衰退に歯止めをかけることで、八女地域の産業が発展することに繋がると確信しています。

#### 【メンバーの未来のために】

人は皆、人生において失敗や挫折を何度も経験する中で、知らず知らずのうちに自分の限界を決め、自分を正当化してしまうことがあります。しかし、JAYCEEは使命感をもって地域や社会の問題から目を背けず、その解決に率先して取り組んで行かなければなりません。そのためにまずJC運動の基盤となる例会や委員会などの一つ一つの機会においても限界を作らず、挑戦する気概をもつことが重要です。

2019年に創立60周年や福岡ブロック大会主管を控えている今、LOMの方向性を再確認し、決意と覚悟を共有しなければなりません。我々が、日々のJC活動において経験を積み重ね、地域の抱えている問題を的確に捉える力が必要あります。そのために知識や見識を持ち合わせ、その解決に向けて改革を断行する強い意志と実行力を持ち合わせ、限界を突破してさらなる成長をめざします。

#### 【おわりに】

我々がJC運動を行うことが出来る期間は40歳までと限られています。その限られた期間の中で様々な成功や失敗を経験することによりJAYCEEは成長します。我々は、現状に満足せず失敗を恐れずに何事にも挑戦しなければなりません。変化を恐れ挑戦しないことは、失敗することよりもはるかに大きな後悔が残ります。自らを変えられないものに社会を変えられるはずはありません。「明るい豊かな社会」の実現には自らの成長と弛まぬ挑戦が必要なのです。今まさに実践躬行の時です。

役職・室・委員会	職務
監事	・ 会計に関する監査及び事業状況の監査
顧問	・ LOM運営全体を通して助言に努める
直前理事長	・ LOM運営全体を通して助言に努める。(一社)矢部川くすべえプロジェクト実行委員会への出向。
副理事長	・ 理事長を補佐し、理事長の職務を代理する ・ 会員の拡大
第1室 室長	・ 例会研修委員会、ヤングフォーラム委員会を統括し、委員会の円滑な運営に努める ・ 八女のまつり実行委員会への出向 ・ 会員の拡大
第2室 室長	・ まちづくり委員会、会員拡大アカデミー委員会を統括し、委員会の円滑な運営に努める ・ (一社)矢部川くすべえプロジェクト実行委員会への出向 ・ 会員の拡大、会員拡大連絡会議の企画、運営
例会研修委員会	・ 会員の資質向上のための研修事業の企画運営 ・ 10月3日LOM合同例会の連絡調整 ・ 3月4月5月6月7月9月11月の例会の企画運営、議事録作成
ヤングフォーラム委員会	・ 親と子が生涯忘れることのできない経験を通じ絆を深める事業の企画運営 ・ 八青会議への出向 ・ 新年総会の企画、運営、議事録作成
まちづくり委員会	・ 八女地域の若者たちと共に故郷の魅力を見いだし、市民のまちづくりに対する意識を変革する事業の企画運営 ・ Team八女連合会への出向 ・ U-18まちづくり総選挙事業の継続的な企画運営のための働きかけ ・ 夏期総会の企画、運営、議事録作成
会員拡大アカデミー委員会	・ 新入会員に対する指導及び研修事業の企画運営 ・ 会員と会員の家族を含めた親睦事業の企画運営 ・ 新入会員面接の設営 ・ 12月総会の企画、運営、議事録作成 ・ 会員の拡大
出向担当理事	・ 出向者を支援し、出向者の活動を理事会で報告する。 ・ 八女柏原連盟との連絡調整 ・ 福岡フロック野球大会、九州地区サッカー選手権大会のサポート
総務グループ	・ 理事会の設営、議事録の作成 ・ 基本資料の作成 ・ 役員会員会の運営補助 ・ 同好会に関する事項の理事会への報告 ・ 2月第4エリア合同例会の連絡調整 ・ じゃがいもゴルフの企画運営 ・ JCニュースの作成 ・ エリア会議の企画運営、議事録作成
専務理事	・ 理事長を補佐し、総務グループを統括しLOM運営の円滑な処理を行う ・ 会員の拡大
常務理事	・ 専務理事を補佐し、LOM運営の円滑な処理を行う ・ 会員の拡大
事務局長	・ 事務局の統括と予算執行の管理 ・ ホームページ・SNSによるLOM活動の広報とその管理並びにLOM活動記録の取り纏め及び保存 ・ 災害時、(社福)八女市社会福祉協議会との連絡調整
財政局長	・ 各事業財政予算、決算の管理指揮、理事会の資料作成 *活動の記録は各事業担当者が記録保存を行うこととする。
執行部会議	理事長・副理事長・専務理事
スタッフ会議	理事長・副理事長・室長・専務理事・常務理事・事務局長・財政局長

## 基本方針

### 副理事長 樋口 和俊

「明るい豊かな社会の実現」を目的としてJC運動に関わりはじめてから、早いもので10年が過ぎようとしています。これまで、さまざまな事業に携わることで、未来を担う子供たちが豊かな未来社会の幹となり、私たちはいわば根っことなって栄養を与える役割であることを身近に感じられる、数々の経験をすることができました。40歳までという期間限定のJC活動は、まさに子育ての真っただ中の世代における活動であり、この時期の子供たちの軸として残る活動を提案・実現していく役割を与えられていることは、大変大きな誇りとなっています。私たちにとってJC運動とは、個人の理想を実現化できるフィールドであり、活動するメンバー一人ひとりは明るい豊かな社会の実現に向け活動するプレイヤーです。私たちは、JC運動により団結することで、実践躬行を可能なものにしています。

「明るい豊かな社会」とは、物質的なものか、または、こころに関わるところなのか、しばしば議論のテーマになることがあります。八女市の課題として、人口流出による人口減少を抱えておりますが、JC活動において、子供たちが八女市により一層の愛着をもつことができるような活動を提供することは、こころを豊かに保ちつつ八女地域で成長することにつながり、結果として八女地域の課題の払拭になると考えます。子供たちが大人になった時、あかり絵の情景を誰かに見せたくなったり、刹那に八女の風景を思い出すような、永く心の中に宿るような活動を続けていきます。

また、思いを共有する事ができる同志を拡大するために、JC活動のやりがいを地域に発信し続けます。「積極的に活動することは面白い」とメッセージを残し、私たちが果敢に挑戦する姿を見せるることは、後を担ってくれる人材の育成につながります。地域に根差し、地域のために活動を行うことは、他者のためでありながら、自身のためであり、八女地域の発展につながることと信じています。

### 副理事長 平島 周

JC運動・活動に邁進していくと、メンバー同士が共に気づきや学び、そしてかけがえのない出会いの機会が沢山あり、JCだからこそ体験できるスケールメリットの中でJAYCEEとして大きく成長することができるのです。入会間もないメンバーが増えてきた近年、メンバーが、LOM内外に同志となる絆を育み、青年経済人育成の場とすることが必要です。

まずは、英知と勇気と情熱をもって積極的に社会への奉仕を行うことで、より一層地域を知り好きになれるように郷土愛を醸成し、地域社会の発展につなげます。そして、修練の機会を共に経験することで相乗効果が生まれ、個々の限界以上の能力を發揮することにより、メンバーが高い目標に挑戦する勇気を持った人材となります。さらに、一人ひとりと真摯に向き合い切磋琢磨することで友情はなにものにも代えがたく生涯の糧となることを感じてもらい、メンバー同士の信頼関係を強固で揺るぎのないものとします。また、同じ目的を持ち集った仲間であるメンバーが一つになるために、相互扶助の精神を養うことで、LOM事業のすべてが自分の担当であるという強い気持ちで事業に挑戦することができます。そして、各種事業を力強く勢いのあるものとするために、沢山の可能性に満ちたメンバーを募ることで、翌年に控えている60周年や主管するブロック大会を成功に導くきっかけにします。さらに、各種大会行事への参加推進を行い、大きな枠組みでの地域間連携（人・物・予算）によってJCのスケールメリットを体感することで、メンバーの見識を深めます。また、JAYCEEとしての責任感を伝えるために、副理事長である自分自身が自らを律し常に見られていることを意識し行動することで、メンバーが使命感に満ち溢れた人材となります。

今までのJC運動で培った経験を糧に、JCへの希望とやりがいを新たにし、活力ある地域へと導くリーダーとして、JC運動に邁進し、魅力あるま

ち八女を実現するために実践躬行のときです。

### 副理事長 雨森 将寿

八女JCは現在に至るまで、創立から脈々と受け継がれてきた先輩諸兄の想いを胸に明るい豊かな社会の実現へとJC運動を展開して参りました。昨年は福岡ブロック大会誘致へ八女JC一丸となって動いた結果、2019年には八女の地で行われることが決定しており、福岡ブロック大会主管LOMという重責へ向けて、福岡ブロック協議会への参画や日々のLOM内でのJC運動、LOMの力の根源となる新たな会員の獲得と今まで以上に精力的に行動を起こして行かなければなりません。今、八女JCはさらなる成長のために自ら高い目標を掲げ、実行・実現して行かなければなりません。

本年度は活発なLOM運営のために理事長の良き理解者となり、LOMメンバーに対して何事にも高い目標を設定し、想いを伝える事でJC運動の発信や内容をより良いものへと導きます。また、LOM全体を俯瞰的な目で見る事を心掛け、会としての成長に努めます。そのためには出向を行い、様々な経験を積む事が重要であり、今後は福岡ブロック協議会・九州地区協議会・日本青年会議所と、LOM外で展開する様々な運動へ参加する事の意義や楽しさをLOM全体へ伝え率先して参画してもらいます。さらに、そこで学んだ事をLOMへと還元する事により、八女JCが大きく成長しこれまで以上に力強く歩みを進める事が、八女地域の発展につながると確信いたします。また、新たな会員の拡大もJC運動を未来へとつなげていくためにLOM全体で取り組んでいかなければなりません。運動の継続そして進化には、受け継ぐ人や様々な個性が合わさり生まれる多様性が必要不可欠です。拡大の重要性をメンバーへと伝え共有し、情報を吸い上げLOM全体で拡大につなげていきます。

実践躬行の言葉を自身の行動で示すと共にメンバーへ伝え、LOM全体が同じ方向へと力を一つに出来るよう組織をまとめ、より良い方向へと歩みを進めて行けるようにサポートすることを本年の担いとし、誠心誠意JC運動に尽力して参ります。

### 第1室 室長 橋村 賢二

八女JCには58年の歴史があります。今まで脈々と引き継がれている経験や知識、多くの資料の数々は先輩方が時代のニーズに合わせ、使命感を持ち「明るい豊かな社会の実現」に向けて挑戦を繰り返し、作りあげられてこられた八女JCの財産であり、口先だけではなく行動に移されてきた証です。先が見えづらく、混沌とし複雑化した現代だからこそ、責任世代である我々JAYCEEが地域のリーダーとなり、八女地域の未来のために率先して行動し、挑戦し続けることが必要です。

本年度、第1室はヤングフォーラム委員会と例会研修委員会で構成されます。

八女地域の将来を担う子ども達のために親や友人とコミュニケーションを通じ、利他の精神を養い、相手を想い合える心を醸成することで互いの人間力の向上へと導いていきます。例会研修委員会では、先を見据えて行動を起こし、失敗や挫折を怖がらず挑戦していく決意と覚悟を醸成し、自らが考え率先して行動する地域に貢献できる人財育成にむけて邁進していきます。2人の委員長とベクトルを合わせ、委員会の垣根を飛び越え、共に連携し協力していくことで自身、そしてメンバーの成長に繋げていき、室全体のスキルアップへと努めています。

室の足並みを揃え、LOM全体の使命である会員拡大を取組むと共に、限られた時間の中で立ち位置を確認し、LOMや八女地域のために自身の使命を遂行していくことで挑戦し続ける難しさや大切さを身につけ、地域を牽引するJAYCEEへと成長していきます。常に考え方行動し、変化や失敗を恐れず「明るい豊かな社会の実現」に向け率先して挑戦していきます。

## **第2室 室長 重野 雄紀**

八女JCは1959年の創立以来、「奉仕・修練・友情」の三信条のもと明るい豊かな社会の実現に邁進してまいりました。その中で目まぐるしい時代の変化の中、歴史や伝統を次世代に繋ぐということは必要不可欠です。私たちは先輩諸兄が今まで展開されてきた運動やその熱き思いを新たに入会してくれるメンバーに伝え、継承していかなければなりません。

本年度、第2室は、まちづくり委員会と会員拡大アカデミー委員会で構成されております。まちづくり委員会ではこれから八女地域のまちづくりを担っていく若人が他人に任せられるのではなく、自ら考え、行動してもらえるような事業を展開します。地域産業の衰退に歯止めを掛けるには若者の意識改革、郷土愛の醸成が必要です。自分自身が「まちづくり」の主人公だと考えることで地域産業は発展に繋がり、八女の未来がより良いものになると確信します。

会員拡大アカデミー委員会では新たに入会する同じ志を持ったメンバーにJCの必要性、JC運動の意味を理解してもらい、また成長してもらえるような人財育成を主とし、その中でメンバー同士の友情を育みたいと考えます。私自身もそうでしたが、入会した当初は右も左も分からずただ例会や総会、各事業に参加するだけでした。その全ての事に意味が有る事を先輩諸兄から教えていただき、行動出来るようになることで一人前のJAYCEEに近づいています。その背中を後輩に見せる事で新入会員は新たな八女JCの財産となると確信します。また、昨年度から一般社団法人格を取得した矢部川くすべえプロジェクト実行委員会では、直前理事長を第2室でサポートしつつ、LOM全体で盛り上げることが出来るように導きます。

『実践躬行～未来のために挑戦する～』のもと、これまで自分が経験したことを活かし、2つの委員会が互いに切磋琢磨し、率先して行動できるように円滑な委員会の運営をサポートいたします。また、室や委員会の垣根を越えてメンバー全員で新たな会員の拡大が出来るように尽力します。

## **例会研修委員会 委員長 山崎 誠**

私たち八女JCには58年の歴史があり、先輩方は「明るい豊かな社会の実現」に向けて新たな運動の発信、多くの挑戦を繰り返してこられました。それは決して簡単なことではなく、失敗や挫折を怖がらずに挑戦していくには我々JAYCEEが地域のリーダーであるという自覚を持ち、困難に立ち向かう決意と覚悟が必要です。先輩方の想いを受け継ぎ、さらなる運動を発信していくにはこれまで以上に八女地域の明るい未来の実現に向けた想いを共有し、JC運動を展開していく必要があります。その為には、地域を牽引するリーダーの育成は必要不可欠であり急務でもあります。

例会は、JC運動の方向性や目的への理解を深める場であり、より多くのメンバーが集い開催しなければなりません。まずは例会の設営、打ち合わせ、リハーサルを滞りなく行い円滑な運営に努め、参加することの重要性を再認識させるとともに、創意工夫を凝らした委員会タイムを行い、例会への参加意欲を高揚させ、100%例会へとつなげます。また、入会歴の浅いメンバーが増えつつある中、2019年八女JCは創立60周年や福岡ブロック大会主管を控えています。大きなことを成し遂げる為に、一人ひとりが自信と誇りを持ち、難易度の高いことに自らで考え行動できる人財と、それらを率いるリーダーを研修を通じ育成し、さらにはこれまで以上により強固な組織へと進化するよう努めていきます。

本年度のスローガン、「実践躬行～未来のために挑戦する～」日々変化する日常の中で失敗を恐れず挑戦していく強い意志と実行力を身につけ、明るい豊かな社会の実現に向け、地域社会に貢献できる人財となるため率先して挑戦していきます。

## **ヤングフォーラム委員会 委員長 大石 祐介**

子ども達は地域の大切な宝であり、「明るい豊かな社会」の実現への礎です。私たち大人は子どもが健全に育つための環境を創出する責務があります。しかし、近年では全国的に親子で過ごす時間の減少が問題とされており、子どもの非行の一因となっていると指摘されています。親子のコミュニケーション不足は子どもの健全な成育、知識の伝達を阻害します。子ども達が未来に希望を持ち、心豊かに育つ環境を創出するため、親子のコミュニケーションのとり方を見直さなければなりません。

本年度、ヤングフォーラム委員会では、親子でひとつの目標に向かって共に課題に挑戦してもらいます。その過程の中で、子どもは大人が自分に無い知識や経験を持っていることに気づき、親や大人を敬う心を醸成する機会とします。そして、共に目標を達成することにより、自信を得て、積極的に新たな目標に挑戦することができるようになります。さらに、日常とは違う時間と経験を共有することにより、親子で過ごす貴重な時間として生涯の思い出となります。また、親は共に課題に挑戦することで普段見ることのできない子どもの成長に気づき、今後子どもの意見や行動を認め、尊重できるようになります。そして、子どもの成長を感じることで共に過ごすことの出来る時間の短さ、貴重さを再認識し、忙しい日々の中での子どもとの過ごし方、コミュニケーションのとり方を見直す機会となります。

親子が同じ経験を持つことを日常的に大切にし、その後も深くコミュニケーションをとる意識を持ち続けることで、子どもにとってより健全な成育環境が整っていきます。子どもは親を信頼することで、困難に立ち向かう勇気を得て、迷いなく自分の人生を進むことができます。健全な子どもの育成は地域社会の未来に好循環を生み出し、「明るい豊かな社会」の構築へと繋がります。八女の子どもの未来のために、今まさに実践躬行の時です。

## **まちづくり委員会 委員長 古澤 貴俊**

八女地域は、一市三町二村の平成の大合併がなされ、八女郡広川町を含めると、八女JCの活動範囲は広大な面積になります。独自に進化を遂げてきた各市町村には特有の産業、歴史、伝統といった魅力的な地域資源が数多くあります。しかし、人口流出、少子高齢化の波は、八女地域の基幹産業である農業にも及び、事業者の高齢化が進み次世代の担い手不足が問題視され早期の解決策が必要とされています。基幹産業として発展してきたものも時代の流れからニーズが変わりつつあり、新たな可能性を見出し、産業の衰退に歯止めをかけなければなりません。

八女地域には丹精込めて作られた八女茶、果物、電照菊などの全国へ誇れる素晴らしい農産物が数多くあります。まちの魅力を再確認し、現在にいたるまでの歴史を学ぶことで先人たちの思いを感じ取り、魅力ある農産物を、次世代の担い手となる若者と共に現代の新しい発想で新たな風を取り入れます。時代のニーズに合わせ、これまでになかった可能性を模索し、今まで近いようで遠かつた食と農を結びつけ新たな価値を導き出し発信していきます。そうすることで八女地域の素晴らしいを地域内外に、改めて知っていただく機会となり、次世代の担い手達には、知つてもらい触れてもらう事で、産業、歴史、伝統といった他の魅力的な地域資源にも新たな可能性を予感させ、より一層八女地域に対する想いで溢れ、誇りを持ち、地域産業の発展に繋がると確信します。

実践躬行へ未来のために挑戦するへのスローガンのもと、次世代を担う若者と共に大きな一步を踏み出し、新しい価値・発想のきっかけとなるような事業を行い、まちづくりの一助とし新たな八女地域の創出に挑戦していきます。

## **会員拡大アカデミー委員会 委員長 堤 幹雄**

近年の少子高齢化とともに若者の地元離れ、人口の減少と地域の抱える問題は切実で、八女JCも例外ではなく、会員の減少という大きな壁にぶつかっています。会員の減少は、事業の厚みや活動の幅の縮小となり、ひいては地域の未来の可能性の縮小となります。地域を発展させる為には、率先して行動する人財を育成しなければなりません。そのためにも、八女JCの力強い未来の為に、会員拡大を進めていかなければならないのです。

本年度、会員拡大アカデミー委員会として、新入会員の目標人数を29名と定め突き進めます。まずは、会員の拡大にあたり、今までの情報をプラッシュアップし、新たな会員拡大リストの作成を行いメンバーに共有することで、拡大への意識変革を目指します。そして、八女JCの活動を知ってもらい、魅力を伝えるために、八女地域の経済人を対象にした異業種交流会を開催し、入会希望の方や対象者へのフォローアップを継続することで会員の拡大へと繋げます。さらに、LOM全体での拡大の意識の向上につなげるために、1人のメンバーが最低1人の面接予定者を連れて来てもらうことで、メンバーの当事者意識の醸成を図ります。また、新入会員として入会したメンバーを地域のために率先して動くことができる、JAYCEEへと成長させるために、JCの理念や目的を理解する研修時間を設け、学びの時間を共有することで、JCに入会したことの誇りを持ってもらいます。そして、JCの活動を肌で感じてもうために、各委員会の事業へ積極的に参加を促し、様々な気付きの機会を設けることで、自己成長へと繋げます。さらに、メンバーの責任感を育むために、委員会の事業運営時に担いを与え全うする事で、自覚と責任をもつこととなり、担当事業の成功が八女JCの結束力の強化に繋がると確信します。

会員数を増加させる事で、無限の可能性が広がり八女JCは力強くなります。本年度のスローガン「実践躬行～未来のために挑戦する～」のもと、自らが行動し何事にも諦めず挑戦し続けます。

## **出向担当理事 井星 幸雄**

1959年に八女JCは誕生しました。58年の歩みの中で尊敬する諸先輩方は未来の幸せを切に願われ運動を続けてこられました。その想いを受け継ぎ、発展させていく事は我々の責務です。我らは明るい豊かな社会の実現に向けて八女JCの枠を越え、出向先での学びや気づきをLOMに伝えていかなければなりません。

出向は多くJAYCEEとの新しい出会いがあります。志を同じくする仲間と共に議論し合い、JC活動の中で友情が育まれて、強い絆や幅広いネットワークが構築されることで、他LOMの知恵や経験を学ぶことができます。八女JCが2019年の福岡ブロック会員大会の主管を控えている今、出向者と密に対話を重ね、福岡ブロック協議会会員会議所会議をオブザーブし、日本JC本会、九州地区協議会、福岡ブロック協議会そして県内21LOMの活動を把握し、理事会や例会で情報の報告と共有を行いLOMのレベルアップにつなげることが、八女地域のよりよい未来につながる事だと確信しています。また、八女相撲連盟と連携し、ちびっこ相撲大会の開催と運営に協力いたします。そして、わんぱく相撲全国大会では、子ども達に安全に楽しく貴重な体験をしてもらえるよう東京JCと入念な打ち合わせを行い同行させていただきます。さらに、福岡ブロック野球大会、九州地区サッカー大会のサポートという担いもございます。同好会活動では、メンバー相互の交流融和を深め、JC運動の円滑な運営を促進するために、気軽に集まれるような雰囲気を作り、多くのメンバーの動員を行います。

2018年度スローガン「実践躬行～未来のために挑戦する～」のもと、最初から無理だと思ってしまうのではなく、修練という成長の機会を与えてもらっていると前向きに捉え、どうやったらできるかを考え抜き、何事も全力で挑戦いたします。「明るい豊かな社会」の実現は、人財の成長なくしてありえない。2019年度福岡ブロック大会に向けてLOM全体を巻き込んで

一年間 J C 運動に邁進いたします。

### **専務理事 山崎 隼平**

現在の日本は出生率低下に伴う少子高齢化が進み、2008年をピークに加速度的に人口が減り続けています。そして毎年のように観測史上初を記録する自然災害。また毎日のように報道される近隣国の核実験で明日を当たり前に迎えることができないかもしれない不安定な状況の中、まさに混沌といえる誰も経験したことのない時代を我々は生きてています。しかしこんな時代だからこそ我々 J C が未来を切り開き、未来に光を照らす存在であるべきなのです。

我々が J A Y C E E として率先して行動していくためには、一人ひとりが自分にとって J C とは何か深く考え、J C が目指す「明るい豊かな社会の実現」とは何か、その実現のために自分が出来ることは何なのか常に自問自答し、現状よりも良くあろうとする前向きな姿勢で歩みを進めていかなければなりません。行動なき自問自答は不毛であり、答えは常に踏み出した先にあります。一人ひとりが J A Y C E E として断固たる決意と覚悟を持ち、行動を起こしていくことが八女 J C の運動を推し進める原動力となるのです。

本年度専務理事として総務グループをまとめ、円滑な諸会議の運営を行い理事長が目指す方向性の共有に努めます。また LOM メンバー全員が運動の目的を理解し活動できるよう事業計画に対する思いから共有し正確な予算の執行・管理を行うことで力強い運動を発信します。さらに、他 LOM や他団体、行政とスムーズに連携出来るよう LOM に正確な情報の発信を行います。

J C 運動を通じて、メンバー一人ひとりが実践躬行を行う魅力的な J A Y C E E の姿を八女地域に見せることが出来れば必ず会員拡大にも繋がります。そして全メンバーが J C 運動・活動に断固たる決意と覚悟を持つことが出来たならばどんな時代にでも柔軟に対応でき、どんな困難をも超えていける組織となることを確信しています。

### **常務理事 野中克則**

私たち八女 J C は「奉仕・修練・友情」の J C 三信条のもと、メンバーが切磋琢磨しながら「明るい豊かな社会の実現」に向けて J C 運動に邁進しています。しかし現在では会員の減少が見受けられるのが実状です。だからこそメンバー同士で助け合いながら絆を深める事で、J C 運動にも拍車がかかり魅力ある事業を開拓する事に繋がります。そして八女 J C の魅力を今まで以上に発信する事で会員の拡大に繋げなければいけません。

私は本年度常務理事として専務理事のサポートはもちろんの事、総務グループの足並みを揃え LOM の円滑な運営に努めます。また日本 J C 本会、九州地区協議会、福岡ブロック協議会の事業や各種大会においても、一人でも多くのメンバーに参加してもらうよう自ら率先して参画し、各委員長と連絡やコミュニケーションをとる事で、大会の意味や意義を伝えます。また各種大会にメンバーが参加する事で事業の運営の仕方や工夫など、LOMとの違いを肌で感じ気づきを得る事が出来ます。だからこそ多くのメンバーに参加してもらい、その気づきを LOM に生かしていく事が、これから八女 J C の成長に繋がっていくのです。また参加出来なかったメンバーにも、私自らが参加して得た気づきを伝える事で、次回の参加に繋げていきます。更に八女 J C には会員拡大という大きな担いがあります。会員が増えるという事は、事業に対する選択肢が増え、八女 J C の未来への可能性が広がることを意味します。その気持ちを全メンバーに伝える事で、メンバー一人ひとりの力に八女 J C の未来がかかっているという当事者意識を持ってもらい、メンバー全員で拡大に取り組むことに繋げます。

人に何かを伝える為にはまずは自ら行動をおこし経験する事が大切だと考えます。「実践躬行」の精神でこの一年間自ら率先して行動し、多くの気づきや学びを八女 J C メンバーに伝えていきます。そうする事でメンバー一人ひとりの成長にも繋がり八女 J C 運動を力強く前進させる事が出来ると確信い

たします。

### 事務局長 秋山 耕穂

私たち八女JCは明るい豊かな社会の実現を目指し、地域の発展や人との繋がりを目的とした様々な事業を行っています。そしてその運動にかかる予算のほとんどを会員の会費で実施しています。八女JCの予算は会員の資質向上や地域発展のための事業に使われ、使い方次第で無限の可能性を秘めています。また素晴らしい運動や考えは地域に発信して行くことで、共感を呼び地域住民の意識改革に繋がっていくのです。だからこそ運動の為の予算は徹底して管理し、行ったJC運動を効果的に発信していかなければなりません。

まずは事務局長として、限りある予算を適正かつ効果的に管理・執行するために、1年間の予算を正確に立て収支の状況を詳細に管理します。会員の会費によって成り立っている予算を大切に使わなければならないことを全メンバーに再認識してもらうことで、メンバーの運動に対する意識を向上させ運動の効果を最大限に高めます。そして、我々の運動をより多くの方々に知ってもらい参加や理解を得るために、ホームページやSNS等を活用しながら事業告知や活動報告、その他様々な情報を随時発信します。そうすることで八女JC運動の理解者が増加し、今まで以上に地域の方々の共感を得ることができ会員の拡大にも繋がります。また活動の拠点となる事務局を常に清掃し清潔に保つことで、会議に集中できる環境を整えます。更に日頃から事務局内の資料や備品等の整理整頓を行うことで、スムーズな会議運営に繋がり、よりクリエイティブな発想が生まれてくる一助となれると確信しております。

本年度のスローガン「実践躬行」のもと、自身の決意を行動で示し、未来のために全力で挑戦して行きます。

### 財政局長 仁田原 剛

先が見えづらく混沌としている現代社会。私たちはJCという団体の中で、青年らしく行動力を發揮し自らの地域に貢献する責任があります。限られた時間の中で職場や家庭を大切にしながら、奉仕の精神を持った人材を育てることが必要であり、そのためには、宣言文に謳っております明るい豊かな社会を築くために、八女地域の未来を切り開く事業の実施が求められています。

まずは、前年までの会計報告をしっかりと引き継ぎ、会計基準の理解に努めます。また、各委員会が立案する事業計画には初期段階から接点を持ち、事業の背景と目的に対して支出が必要不可欠かつ相当なものか審査を行います。財政局が関わることで、規則や基準を守りつつ、会員からお預かりした大切な会費を適正に使用し、費用対効果を考えた事業立案を促し、透明性の高い会計報告に繋げます。そして総務グループとして円滑な会議と組織運営が出来るよう努めてまいります。

「実践躬行～未来のために挑戦する～」新たな未来を切り開き挑戦していくメンバーと共に歩む仲間として全力でサポートしてまいります。

# 一般社団法人八女青年会議所定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、一般社団法人八女青年会議所（英文名 Junior Chamber International Yame）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県八女市におく。

### (目的)

第3条 本会は次の事項を目的とする。

- (1) 地域社会における経済・社会・文化・環境等に関する諸問題を調査研究し、その正しい発展を図ること。
- (2) 本会会員の指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員の連携を図ること。
- (3) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、地域社会の繁栄と平和に寄与すること。

### (運営の原則)

#### 第4条

- (1) 本会は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
- (2) 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

### (事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 産業・経済・文化及び環境に関する研究並びにその改善発達に関する研究と実施
- (2) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所並びに国内・国外の青年会議所及びその他の諸団体との連携
- (4) 会員の指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発に役立つ事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (剰余金の分配の禁止)

第6条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第7条 本会の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 八女市及びその周辺に住所又は勤務先を有する満20歳以上40歳未満の品格ある青年で、本会の目的に賛同して入会した者（年度中に40歳に達した時はその年度内に限り正会員の資格を有する）。ただし、すでに他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員となることができない。
- (2) 特別会員 満40歳に達した年の事業年度末まで正会員であった者。

### (入会)

第8条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金及び会費)

第9条 正会員は、本会の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、会員資格に関する規定に定める額を支払う義務を負う。

#### (会員の権利及び義務)

##### 第10条

- (1)会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。
- (2)会員は、定款その他の規定を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

#### (会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1)退会したとき
- (2)後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3)死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (4)除名されたとき
- (5)総正会員の同意があったとき

#### (退会)

第12条 会員が退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

#### (除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、これを除名することができる。

- (1)本会の定款又は諸規程に違反したとき
  - (2)会費を1年以上納入しないとき
  - (3)出席義務を履行しないとき
  - (4)本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、当該会員に総会の日の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。
- 3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

#### (会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員等

#### (役員)

第15条 本会に次の役員をおく。

- (1)理事 10名以上 20名以内
  - (2)監事 1名以上 5名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上 6名以内を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

#### (選任)

第16条 本会の理事及び監事は、総会において、これを選任する。

- 2 理事は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、理事、その他規則で定める職務を兼ねることができない。

(理事の任期)

第 17 条 理事は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。但し、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(監事の任期)

第 18 条 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 任期の満了時に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了するときまでとする。

3 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

第 19 条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会において解任することができる。

3 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(理事の職務権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する

2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統轄する。

3 副理事長は、理事長の職務全般を補佐する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、所務を処理する。

5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、所務を分担処理する。

6 理事会は、理事長以外の理事の中から、一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事を選定することができる。

7 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第 22 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第 23 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第 24 条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第 25 条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害を生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長)

第 26 条 本会に直前理事長 1 名を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。

(直前理事長の職務)

第 27 条 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。

2 直前理事長の任期は、第 17 条の規定を準用する。

(直前理事長の解任)

第 28 条 直前理事長の解任については、第 19 条の規定を準用し、総会でこれを行う。

(報酬等)

第 29 条 本会の役員及び直前理事長は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。  
3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

## 第 4 章 総 会

(種類)

第 30 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会、毎年 1 月に開催される通常総会をもって同法上の定期社員総会とする。

(構成)

第 31 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。  
3 直前理事長は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第 32 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び計算書類の承認
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 次に掲げる規定の制定及び変更
  - ①会員資格に関する規定
  - ②役員に関する規定
- (6) 本会の解散及び残余財産の処分方法
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (8) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 33 条 通常総会は、毎年 1 月に開催する。  
2 臨時総会は、8 月、12 月に開催するほか、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 理事会が決議したとき  
(2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき  
(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

- 第 34 条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。  
2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、遅滞なく請求があった日から 6 週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の 10 日前までに正会員に通知を発しなければならない。  
4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

- 第 35 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 36 条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

- 第 37 条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

(代理)

- 第 38 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について代理人をもって議決権を行使することができる。  
2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。  
3 第 1 項の規定により議決権を行使する正会員は、第 35 条及び前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 39 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 総会議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。  
3 総会の日から少なくとも 10 年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

(構成)

- 第 40 条 本会に理事会を置く。  
2 理事会はすべての理事をもって構成する。  
3 直前理事長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

### (権限)

第 41 条 理事会は、本定款に別に定めるものほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
  - (2) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職。但し、理事長の選定に当たっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
  - (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (5) 前各号に定めるものほか本会の業務執行の決定
  - (6) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人（事務局員）の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

### (種類及び開催)

第 42 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は毎月 1 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 第 23 条第 2 項又は第 3 項に定めるとき
  - (3) 第 43 条第 2 項又は第 3 項に定めるとき

### (招集)

第 43 条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があつた日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があつた日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

### (議長)

第 44 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

### (定足数)

第 45 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

### (決議)

第 46 条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 47 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 19 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

2 理事会の日から少なくとも 10 年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第 6 章 例会及び委員会等

(例会)

第 50 条 本会は、例会に関する規定に定めるところにより、毎月 1 回以上例会を開く。

(委員会)

第 51 条 本会は、その目的達成に必要な専門事項を主として研究審議実施するために委員会を設置する。

2 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名及び委員をもって構成する。

3 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長は理事会の承認を得て委員長が指名する。

4 その他委員会に関する必要な事項については、委員会に関する規定に定める。

(室)

第 52 条 本会は、委員会の円滑な運営を目的として、室を置くことができる。

2 前項に関して必要な事項は、室に関する規定に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 53 条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会及び総会の決議による。

(事業計画及び収支予算)

第 54 条 本会の事業計画書、収支予算書については理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 1 項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 55 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 本会は、法令の定めるところにより、第 1 項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。
- 3 第 1 項の提出書類には、前事業年度末の会員名簿及び会員移動状況報告書を添付しなければならない。
- （長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け）

第 56 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において總正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

#### （事業年度）

第 57 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 管理

#### （事務局）

- 第 58 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、事務局に関する規定により別に定める。

#### （備付け帳簿及び書類）

- 第 59 条 定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 2 次に掲げる帳簿及び書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 監査報告
  - (7) 理事、監事の名簿
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 3 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類を主たる事務所に 10 年間備え置くものとする。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

#### （情報の公開）

- 第 60 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### （個人情報の保護）

- 第 61 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第 62 条 本会の公告は、電子公告による。(http://www.yame-jc.com)  
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 63 条 この定款は、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。  
2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(解散)

- 第 64 条 本会は一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号・第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第 65 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は総会において正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第 11 章 補 則

(委任)

- 第 66 条 本定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 56 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の理事長は堤一樹とする。

# 一般社団法人八女青年会議所諸規定

## 会員資格に関する規定

### (入会)

この法人の正会員として入会を希望するものは、次の手続きにより理事会の承認を得るものとする。

### ◎入会手続き

1. 入会員申込に際しては、この法人の正会員 2 名の保証を要する。
2. 入会希望者を保証する正会員は、在籍 2 年以上にして前年度例会出席率 50 パーセント以上であること。ただし残籍 3 年以上有すること。  
入会希望者を保証したる会員は、入会希望者が入会許可を受けた日より向こう 3 年間に限り、当該入会希望者の各種会合に対する出席の保証の義務を有し、その期間出所進退につき責任を負うものとする。  
入会の審議は次の各項を基準として行う。
  - ①保証人の資格の有無
  - ②以前入会を拒否された事実の有無
  - ③他の青年会議所の会員であった事実の有無
  - ④正常な事業に従事する者であること
  - ⑤健全な社会人としての常識と教養を有するものであること
3. 保証人は所定の下記の書類を事務局に提出する。
  - ①入会申込書
  - ②入会希望者推薦書、保証書
  - ③入会希望申告書
  - ④写真
4. 会員拡大アカデミー委員会及びスタッフは、上記の書類に基づいて隨時に面接を行う。  
面接日は、スタッフ・会員拡大アカデミー委員会に於いて決定する。
5. 会員拡大アカデミー委員会は面接の結果を理事会に上申し、理事会はこれを審議し、仮入会の許可の決定を行う。事務局は直ちに本人及び保証人に通知する。
6. 仮入会の期間は許可決定より 3 ヶ月間とする。仮入会を許可された者は、その期間中下記事項を履行すること。保証人は、その履行につき、全責任をもって保証する。
  - ・例会 1 回以上及び委員会・各種会議等 4 回以上出席すること。その他各種事業にも積極的に出席すること。その場合、出席カードに担当者の署名を受けること。
7. 会員拡大アカデミー委員会は、3 ヶ月の仮入会を経た者について、これを理事会に上申し、理事会はこれを審議し、満場一致をもって正会員として承認する。
8. 正会員として承認された場合、事務局は直ちに本人及び保証人に通知する。

### ◎入会金・会費

1. 正式入会を認められた新入会員は、直ちに所定の入会金及び入会月より年会費を按分計算した会費を納入する。

(会費納入)

  1. 会費は次の通りとする。  
正会員 入会金 30,000 円 年会費 140,000 円 (半期 70,000 円)  
(正会員になった月から月わりで 12,000 円)  
特別会員 入会金 20,000 円
  2. 会費は事務局より請求する。

3. 会費納入の請求があった時は、即時所定の方法にて納入しなければならない。
4. 会費徴収の任務は事務局とし、理事会に徴収状況を報告するものとする。
5. 被除名者、被退会者の滞納会費は徴収するものとし、徴収不能の場合は保証人より徴収する事が出来る。(但し、3年間の保証期間に発生した場合に限る。)

(除名)

会員のうち、次の各項のいずれかに該当するときは総会の決議を経て除名することができる。

除名された者には、保証人を通じてその旨を通知する。

1. この法人の体面を傷つけ、また趣旨に反する行為のあったとき。
2. 会員として適当でないと認められたとき。
3. 6ヶ月以上例会に連続無届欠席したとき。
4. 年間例会出席率30%にみたない場合。
5. 会費の滞納が6ヶ月以上たる会員は、次の6ヶ月以内に納入しなかった場合除名する。

(退会)

退会を希望する会員は、退会届を理事会に提出し理事会において承認する。

(休会)

1. 会員は下記の場合に該当するときは、休会を申し出ることができる。
  - ①国外旅行または駐在し、6ヶ月以上の長期にわたって会員としての活動ができないと思われるとき。
  - ②療養生活のため6ヶ月長期にわたって会員としての活動ができないと思われるとき。その他止むを得ざる場合。
2. 休会を申し出んとする者は、下記事項を記入した休会届けに記名捺印の上理事長宛提出するものとする。
  - ①申し出人の氏名及び住所
  - ②提出年・月・日
  - ③休会を必要とする事情及び証明書
  - ④休会予定期間
  - ⑤休会中の連絡先
3. 休会願いの提出があった時は、事務局は2項の案件を具備するか否かを調査し、これを理事会に附議するものとする。
4. 理事会に於いて休会を承認された場合、申し出人はその翌日から承認された期間中休会会員となる。
5. 理事会に於いて承認された場合、直ちに申し出人に通知するものとする。
6. 休会中の正会員は会員として有する義務は停止される。  
(但し年会費は負担しなければならない。)
7. 休会期間の延期を希望するものは、休会期間延長願を理事長に提出しなければならない。
8. 休会中の会員が復帰しようとするときは、必要事項を記入した復帰届を理事会に提出し理事会で承認する。  
復帰が承認された会員は、その年度中は会員拡大アカデミー委員会に所属する。

## 例会に関する規定

1. この法人は、原則として例会を開催する各月 12 日、午後 7 時 30 分より例会を開催する。但し、必要に応じて日時を変更することもある。
2. 場所は八女商工会議所、若しくは理事長が指定する場所とする。
3. 例会の運営企画は下記月に例会研修委員会が行う。

(3月・4月・5月・6月・7月・9月・11月)

4. 例会の議事次第は以下に準ずる。

- ①開会宣言
- ②国歌斉唱及び JC ソング合唱
- ③JCI クリード唱和
- ④JCI Mission 並びに JCI Vision 唱和
- ⑤JC 宣言文朗読並びに綱領唱和
- ⑥出席確認
- ⑦資料確認
- ⑧ゲスト及び新入会員紹介
- ⑨前回議事録承認
- ⑩議事録作成者及び署名者指名
- ⑪理事長挨拶及び報告
- ⑫直前理事長挨拶及び報告
- ⑬報告事項
  1. 理事会報告
  2. 各委員会報告
  3. 各出向者報告
  4. 専務理事報告
  5. 常務理事報告
  6. 事務局長報告
  7. 財政局長報告
  8. その他
- ⑭議長選出
- ⑮協議事項
  1. (協議案件) の件
  2. その他
- ⑯チャリンタイム
- ⑰監事総評
- ⑱閉会宣言

## 委員会に関する規定

- この法人にその目的達成に必要な専門事項を主として研究審議実施する為に委員会をおく。
1. 各委員会は、毎月1回以上の会合をもち定められたる事業の外、独自の事業計画の確立と実施の推進体となる。(但し定例理事会から例会までの間に会合をもつ。)
  2. 委員会には委員長1名・副委員長1名を置く。
  3. 委員長は理事の内から理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長は理事会の承認を得て委員長が指名する。
  4. 委員長・副委員長はその会合の日から、5日以内に議事録を事務局に提出する義務を有する。
  5. 委員会は毎年委員会編成会議で編成し、理事会がこれを承認する。  
総会の企画

### <総務グループ>

- ・理事会の設営、議事録の作成
- ・基本資料の作成
- ・褒章委員会の運営補助
- ・2月第4エリア合同例会の連絡調整
- ・じゃがいもゴルフの企画運営
- ・JCニュースの作成
- ・LOMの活動の記録、保存
- ・エリア会議の企画運営、議事録作成
- ・会員の拡大
- ・事務局の統括と予算執行の管理
- ・ホームページ・SNSによるLOM活動の広報とその管理並びにLOM活動記録の取り纏め及び保存
- ・各事業財政予算、決算の管理指導
- ・2月第4エリア合同例会、10月3LOM合同例会の日程調整
- ・各事業財政予算、決算の管理指導
- ・災害時、(社福)八女市社会福祉協議会との連絡調整

### <会員拡大アカデミー委員会>

- ・新入会員に対する指導及び研修事業の企画運営
- ・会員と会員の家族を含めた親睦事業の企画運営
- ・12月総会の企画、運営及び議事録作成
- ・新入会員面接の設営
- ・会員拡大

### <例会研修委員会>

- ・3月、4月、5月、6月、7月、9月、11月例会の企画運営  
及び議事録作成
- ・会員の資質向上のための研修事業の企画運営
- ・10月3LOM合同例会の連絡調整

### <出向担当理事>

- ・出向者を支援し、出向者の活動を理事会で報告する。
- ・八女相撲連盟との連絡調整
- ・福岡ブロック野球大会、九州地区サッカー大会のサポート

### <ヤングフォーラム委員会>

- ・親と子が生涯忘れることのできない経験を通じ絆を深める事業の企画運営
- ・新年総会の企画、運営、及び議事録作成
- ・八青連会議の出向

### <まちづくり委員会>

- ・八女地域の若者たちと共に故郷の魅力を見いだし、市民のまちづくりに対する意識を改革する事業の企画運営
- ・夏期総会の企画運営及び議事録作成
- ・Team八女連合会の出向
- ・U-18まちづくり総選挙事業の継続的な企画運営のための働きかけ

## 室に関する規定

室は、室長1名を置き、比較的共通の目的を持つ委員会を統括し、委員会活動の円滑な運営を目的とする。

### <第1室長>

- ・例会研修委員会、ヤングフォーラム委員会を統括し、委員会の円滑な運営に努める。
- ・会員の拡大
- ・八女まつりの出向

### <第2室長>

- ・まちづくり委員会、会員拡大アカデミー委員会を統括し、委員会の円滑な運営に努める。
- ・会員の拡大、会員拡大連絡会議の企画、運営
- ・(一社) 矢部川くすべえプロジェクト実行委員会への出向

## 役員に関する規定

1. 次年度の理事長・副理事長及び監事は、選考委員会の選出に基づき総会に於いて決定する。但し、次年度理事長は副理事長・室長・専務理事・常務理事及び委員長いずれかの経験を有する者より選出する。
2. 選考委員会は下記の委員をもって構成する。  
①理事長 ②直前理事長（選考委員長） ③正会員の理事長経験者  
④選挙によって選ばれた12名以内の正会員
3. 選考委員会「④選挙によって選ばれた12名以内の正会員」の選挙方法は理事会に於いて決定する。但し、開票は直前理事長・理事長にて行い、その結果は会員に報告する。
4. その他の役員（理事）の選考は次年度理事長の指名に基づき理事会において選出し、総会に於いて決定する。
5. 役員は総会に於いて解任する。
6. 理事会  
①理事会は理事によって構成し、この法人の運営にあたる。  
②理事会は総会から委任された事項及び総会に提出すべき課題を審議処理する。  
③監事、直前理事長、顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。  
理事ではない出向者も同様とする。委員長が出席できない場合は、副委員長または委員が出席して意見を述べることができる。  
④前項による出席者は、議決権を有しない。
7. 執行部は、理事長・副理事長・専務理事によって構成される。
8. スタッフ会議は理事長・副理事長・室長・専務理事・常務理事・財政局長・事務局長で構成される。

## 理事会に関する規定

1. 理事会に出席した者は、規定の署名簿に署名しなければならない。
2. 前項の署名簿は、理事会資料とともに事務局に保管する。
3. 本会計の予備費を使用する場合は、総会の決議を必要とする。ただし、災害復興支援の義援金支出その他緊急を要するときは、予備費の5%を限度として、理事会の決議により支出することができる。

## **事務局に関する規定**

1. この法人の事務を処理するために事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長 1 名及び事務局員 2 名以内を置く。事務局長は、事務局を統括する。
3. 事務局長は、理事の内から理事長が理事会の承認を得て任命する。
4. 事業予算の運営管理（財務管理）

## **財政局に関する規定**

1. この法人の各事業財政予算・決算を管理指導するために財政局を置く。
2. 財政局には財政局長 1 名を置く。
3. 財政局長は理事内から理事長が理事会の承認を得て任命する。

## **管理に関する規定**

1. 定款その他の書類備付
  - (1) 理事長は、定款・規則・総会議事録（理事会議事録・例会議事録）をこの法人の事務局に備えて置かなければならない。
  - (2) 理事長は会員が事項の書類の閲覧を求めた時は、正当な事由がなくこれを拒んではならない。
2. 決算関係書類の提出
  - (1) 理事長は事業年度毎翌年 1 月に開かれる定時総会の会日の 1 週間前までに前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。
    - ①事業報告書
    - ②貸借対照表
    - ③財産目録
  - (2) 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。理事長は、前項の監事の意見を添えて(1)の書類をの定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
  - (3) 理事長は、毎事業年度の定時総会の前日の 1 週間までに、前項の書類を事務局に備えておかなければならぬ。
  - (4) 理事長は、会員が事項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がなくてこれを拒んではならない。
  - (5) 理事長は事業年度終了後、遅滞なく前項の書類を主務官庁に提出せねばならない。

## **褒賞に関する規定**

### 1. 目的

この法人は JC の信条である修練・奉仕・友情の実践活動の高揚をはかり、かつ JC 活動に貢献した名誉をたたえるために褒賞を行う。

## 2. 推 薦

(1) 事務局は、褒賞推薦書の提出期限を決定する。

(2) 褒賞の推薦者は次の通りとする。

①2名以上の役員

②委員会

## 3. 褒賞委員会

褒賞委員会は、スタッフ会議のメンバーをもって構成する。

## 4. 審査及び決定

(1) 褒賞の対象となる期間は、当該事業年度における功績について行う。  
但し、必要に応じてそれ以前の活動も考慮される事もある。

(2) 室長は、提出された書類を整備・検討のうえ意見書を添えて褒賞委員長に提出する。

(3) 褒賞委員会は、室長より提出された書類を審査し決定する。

## 5. 褒賞の分類

### (1) 対 象

①会員個人（特別会員を含む）

②委員会

### (2) 条件（次の事項の一に該当する場合）

#### ① 会員個人

イ JC運動に顕著な功績があった個人

ロ JC拡大に著しくつとめた個人

ハ 年間を通じ例会及び委員会に皆勤し、又はこれに近い出席をした個人

#### ② 委員会

イ その活動がJC運動に顕著な功績があった委員会

ロ 委員会開催12回以上で年間委員会出席率100%の委員会

### (3) 種 類

①受賞者には賞状を贈る。但し副賞をつけることがある。

②受賞者には商品のみ贈ることがある。

## 6. 褒賞の方法

(1) 理事長は褒賞委員会の決議に従い当該年度12月例会等において具体的褒賞理由を説明して行う。

(2) 褒賞委員会はその2/3以上の出席により成立し褒賞委員会の決議は出席委員の全員一致をもってこれをなす。

## 7. 推薦の様式

褒賞の推薦者は次の書類を提出するものとする。

(1) 推薦書（別様式）

(2) 褒賞に値する推薦理由を詳細に説明するに足る書類

(3) その他写真等の参考資料

## 慶弔に関する規定

1. この法人は、定款第3条の目的遂行の為に正会員の慶弔に際し、下記の区分に従い金品を贈呈するものとする。
  - (1) 会員の結婚 10,000円
  - (2) 会員又はその家族が死亡したる場合
    - イ 会員死亡  
供 物 30,000円程度  
弔 辞
    - ロ 配偶者及び子女の死亡  
供 物 10,000円程度
    - ハ 父母死亡（養子縁組は養父母）  
供 物 10,000円程度
  - (3) 会員傷病（入院2週間以上）  
5,000円
  - (4) 特別会員が死亡したる場合  
供 物 5,000円

## 同好会に関する規定

1. この法人は、会員相互の交流融和を深め、JC活動の円滑な運営を促進する為に趣味趣向を同じくする会員が相集い、同好会を結成することができる。
2. 総務グループは、本会の結成及び解散に関する理事会、例会への報告を行なう。
3. 本会は、この法人の目的事業に沿って、自主的かつ組織的に運営されなければならない。

これらの規定は昭和57年1月1日から実施する。  
平成30年1月1日をもって変更。

## ホームページに関するガイドライン

### 開設、運営の目的

我々、(一社)八女青年会議所は地域のリーダーとしての役割を持つ社会人の団体であることを自覚し、総務グループは、このホームページを運営する事により、多くの方に青年会議所とその活動を理解していただくようPRする。

### 運営の期間

(一社)八女青年会議所においてホームページ運営及び情報発信は、青年会議所の単年度のサイクルにおいては不都合が生じるため、該当年度の理事長の特別な方針を除いて断続的に運営を継続するものとする。  
この場合、各年度の総務グループにおいて情報の発信を管理及びホームページを運営していくものとする。この場合、以前の総務広報委員会の協力は要請できるものとする。

## 規 約

(一社) 八女青年会議所のホームページの運用及び製作・構成・変更は総務グループを中心として行う。

1. ホームページ上に記載される内容については情報の発信を行いながら随時理事会において報告を行い、不適切と判断された場合には滞りなく削除或いは変更を行う。
2. ホームページの作成・変更・アップロード等はすべて事務局の端末によって行うものとし、その他の環境で作成されたデータはすべて事務局の端末にダウンロードした後、事務局の端末より処理されなければならない。
3. 本会員は八女青年会議所のインターネットを利用するにあたって、青年会議所が不適切と判断する行為及び下記に該当する行為を行わない。
  - ・情報を改ざんする行為
  - ・有害なコンピュータプログラム等を提供ないし、使用する行為
  - ・利用するサービスの認証 ID 及びパスワードを事務局以外で使用する行為
  - ・ほかの会員、第三者もしくはその他の著作権、商標等の知的財産を侵害する行為またはその恐れのある行為
  - ・ほかの会員、第三者もしくはその他の肖像権、プライバシーを侵害する行為またはその恐れのある行為
  - ・ほかの会員、第三者もしくは青年会議所を誹謗中傷する情報またはその名誉を毀損する情報を不特定または多数人に対して送信または表示する行為
  - ・ほかの会員の会員端末または利用するサービスの設備の移動に支障を与える行為
  - ・他人に成りすまして情報を送信または表示する行為
  - ・事実に反する情報または意味のない情報を送信または表示する行為
  - ・受信者の同意のない広告、宣伝または勧誘のメールを送信する行為
  - ・ホームページ及び電子メールの運営を妨害する行為。またはその恐れのある行為
  - ・公序良俗に反する行為

### 事務局端末の維持責任

総務グループは、ホームページ運用に支障を起こさないよう、事務局端末を正常に稼動するよう維持するものとし、また事務局の端末でのインターネットの接続を個人的な理由で利用する事や、事務局の端末の環境を総務グループの了承なしに変更することはできない。

### インターネットメール規約

(一社) 八女青年会議所においてインターネット電子メールは、各方面からのインターネットを通じた情報の伝達に利用されるものとする。また、この電子メールの使用に関する一切は一般的なインターネットのシステムに依存するものとし、特別な機能の利用は行わないものとする。

1. 八女青年会議所宛の電子メールはすべて事務局の端末によってチェックを行うものとする。
2. 八女青年会議所宛の電子メールについて会員はすべて閲覧できるものとする。ただし、その際電子メールの改ざん・削除は行ってはならない。
3. 八女青年会議所宛の電子メールにおいて青年会議所の事業に関する内容で特定の会員宛に来た電子メールの場合、該当する会員にその内容を伝達するものとする。
4. 電子メールのチェックは隨時行うこととし、このチェックは総務グループのメンバー或いは、総務グループより委託されたものにより行う。



# 事業会計のてびき

## CONTENTS

1. 議案上程スケジュール	..... 32
2. 議案上程フローチャート	..... 33
3. 委員会(室)事業用通帳の作成について	..... 34
4. 収支予算の事前打ち合わせ	..... 34
5. 決算審議の事前打ち合わせ	..... 34
6. 予算・決算事前打ち合わせのポイント	..... 35
7. 講師を招いての講演について	..... 36
8. 勘定科目について	..... 36
9. 源泉徴収の取扱いについて	..... 40
10. 予備費の算出について	..... 40
11. 決算時の措置について	..... 41
12. 決算書記入マニュアル	..... 42
13. 事務局の印刷機器について	..... 43
14. 登録料の領収書について	..... 43
15. 預かり金の領収書について	..... 43

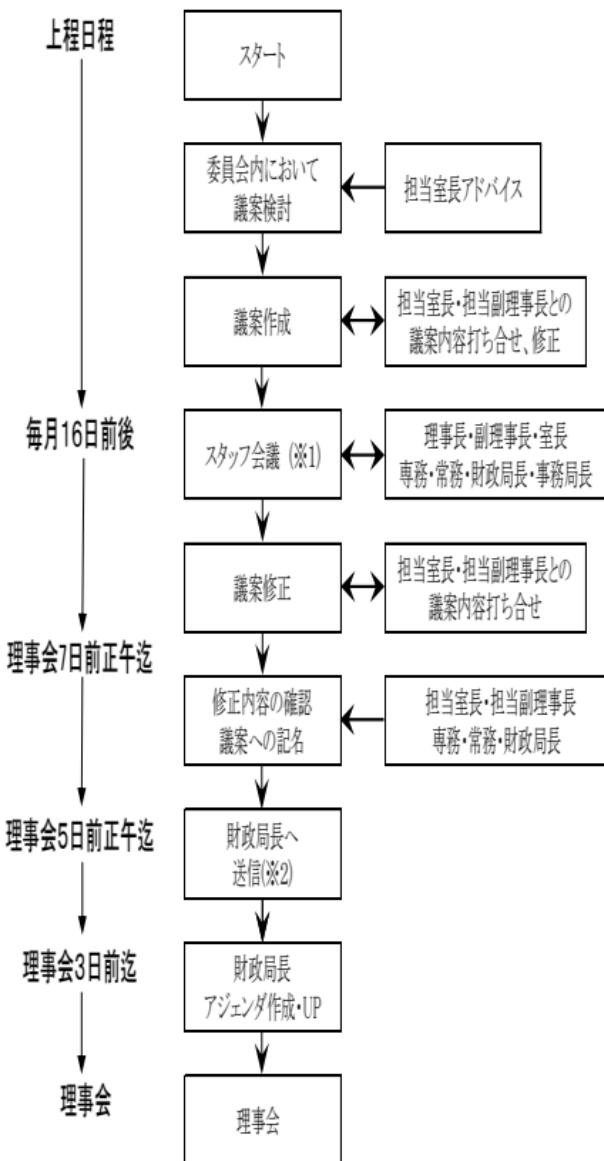
## 【1】議案上程スケジュール

日程	事業会計	提出資料
11月予算編成会議	委員会基本方針案・事業計画案の立案。 勘定科目は <u>大科目</u> で可、ただし積算根拠を明確にすること。	委員会基本方針 (案) 委員会事業計画 (案)
事業実施月の3ヶ月前までの理事会	事業計画書の協議上程。	事業計画書 事業收支予算書 講演承諾書(写) 見積書(写)
事業実施月の2ヶ月前までの理事会	事業計画書の協議上程。	事業計画書 事業收支予算書 講演承諾書(写) 見積書(写)
事業実施月の前月までの理事会	事業計画書の審議上程。	事業計画書 事業收支予算書 講演承諾書(原本) 見積書(原本)
事業実施		
事業実施後2ヶ月以内の理事会	事業報告書の審議上程。	事業報告書 事業收支決算書 領収書(振込票でも可)

理事会へ協議または審議を上程するには、スタッフ会議が必要となります。この手続きを経ていないものについては、理事会への上程ができないことがありますので、ご注意ください。

なおスタッフ会議においては、事業收支予算書・事業收支決算書の作成方法の適否、資料（見積書・講演承諾書・領収書等の有無）など、形式的なものについて、事前打ち合わせをします。

## 【2】議案上程フローチャート



### 【3】委員会(室)事業用通帳の作成について

各委員長（各室長）は、次の名義と条件で通帳を作成してください

通帳の名義人については、金融機関の指示に従ってください

（一社）八女青年会議所 ○○○○委員会 委員長 ○○○○

(銀行) 福岡銀行 八女支店

(金額) ¥1,000

(印鑑) 委員長（室長）の印

(期日) 1月31日（水）16:00までに事務局に通帳と銀行印を持参してください。

### 【4】収支予算の事前打ち合わせ

スタッフ会議では、各事業における収支予算の公正かつ妥当な処理がなされているか検討するために、理事会の前に事前打合せをします。協議または審議を受けようとする理事会の前月の打合せに下記の書類をご提出ください。（毎月16日前後）

a) 事業計画書

b) 事業収支予算書

\*別記勘定科目を遵守して下さい。

\*予備費は別表を参照し、該当金額に応じた比率にて算出して下さい。

c) 見積書

\*金額が200円以上のものについては、見積書が必要です。

\*金額が200円未満のものについては、金額がわかるものを提出して下さい。（カタログ等）

\*一式見積もりではなく、内訳のわかる見積書を取得してください。

\*原本が間に合わない場合は、コピー、FAXで可。ただし審議前のスタッフ会議までに財政局に原本を提出して下さい

\*例外的に財政局より要望がある場合、またJCメンバー、OB等から物品を購入する場合は2社以上からの見積が必要です。（必ずインターネット検索等を行い最も安い業者より購入するようにして下さい）

\*勘定科目が違う場合は、見積もりを分けて下さい。

d) 見積企業一覧表

\*各見積書には右肩に鉛筆書きで通し番号を記入し、一覧表と一致するように、整理して下さい。

e) 講演承諾書

\*講師をお招きしての講演会等を上程される時は必要です。（写しでも可）

\*原本が間に合わない場合は、コピー、FAXで可。ただし審議前のスタッフ会議までに財政局に原本を提出して下さい。

### 【5】決算審議の事前打ち合わせ

予算審議を受けた事業は、事業終了後すべて決算審議が必要となります。事業終了後、理事会の決算審議を受ける前にスタッフ会議に提出して下さい。

（毎月16日前後）

a) 事業報告書

b) 事業収支決算書

c) 預金通帳と残金

\*解約して持参してください。ただし継続型事業の場合は解約不要です。

d) 登録料領収書控

\*JC 所定の連番が入ったもので、未使用・書損分もそろえて提出して下さい。

e) 領収書・振込票（一式請求は不可）

\*可能な限り手書きの領収書とします。100円ショップなど手書きの領収書発行が困難な場合は、レシートをもらって添付してください。

\*個人からの領収書には氏名、住所、電話番号を記載したものを用意してください。

f) 差異発生理由書

\*ごく軽微な差異の場合で財政局が不要と判断した場合は不要です。

※スタッフ会議後、余剰金、領収書を事務局へ提出してください。その際、事務局で領収書N o. をお知らせしますので、収支決算書へ記入して理事会に上程して下さい。

## 【6】予算・決算事前打ち合わせのポイント

スタッフ会議では、特に下記の点について重点的に検討されますので、留意して下さい。

### [予 算]

①動員予定数について、確実な把握ができますか。その根拠は明確ですか。また、増減に対して予算に問題はありませんか。

②講師、アルバイト等に支払う報酬、給与の予算に、源泉所得税は含まれていますか。個人講師の方のマイナンバーは必要ですか。

③飲食、土産、記念品等に関する支出は、事業目的に適合していますか。

④作成する資料・販売用品・書物で、不良在庫となる可能性の高いものはありますか。

⑤見積書について、日付・有効期限・内容・単価・数量・消費税込または別等、すべてそろっていますか。原則として、内容で「一式」は認められません。また講師謝金については、講演承諾書（見積書にかわるもの）原則として見積が必要となります。

（宛名は、（一社）八女青年会議所〇〇委員会で統一してください）

⑥見積企業一覧表と見積内容は一致していますか。

⑦海外での現地見積書については翻訳書を添付されていますか。

⑧電話代などの通話料など見積先がないもの、もしくは見積書という形式が馴染まないものについては料金表などを添付し、予測単価×予測数量で予算計上して適正数量であるか否か確認されていますか。

（郵送料金・国際電話料金などは、標準料金表を添付して下さい。）

⑨予備費は別表を参照し、該当金額に応じた比率にて算出されていますか。（預り金を除く。但し、海外での事業に関してはこの限りではありません）

⑩登録料に対する支出の対応根拠が明確にされていますか。（受益者負担）

⑪海外への支払い先について、支払い時点での為替変動の予測が充分に行われていますか。（為替レートは財政局に相談して下さい。）

### [決 算]

①支払いに関する領収書または振込票はすべてそろっていますか。

②決算書の「差異」欄は、「予算額マイナス決算額」で計算されていますか。

③見積企業一覧表と支払い内容は一致していますか。

## 【7】講師を招いての講演について

[交通費について]

原則として講師の方には公共の交通機関を利用して会場にお越し願います。メンバーの自家用車を使用しての送迎はしないで下さい。  
(財政局へご相談ください。)

## 【8】勘定科目について

勘定科目は、下記の表の中から該当するものを選んで使用してください。なお、該当する科目が不明確な場合には財政局へご相談ください。

### 【収入の部】

勘定科目名	勘定科目の内容説明	消費税
登録料収益	事業参加者の会費	課 稅
寄付金収益	企業・団体・個人からの事業に対する寄付金	不課税
補助金収益	地方公共団体等から事業に対する補助金	不課税
助成金収益	地方公共団体より支出される事業委託金	課 稅
広告料収益	新聞、プログラム等に掲載する広告協賛金	課 稅
販売収益	物品等の販売による収入	課 税
事業繰入金	事業費からの繰入金	不課税
特別事業収入	特別事業費からの繰入金	不課税
雑収益	その他の収入等	
預り金収入	個人負担の通過勘定となるもの	委員会で預り業者にそのまま支払い

【支出の部】

勘定科目		勘定科目 (大科目・中科目) の内容説明	備 考
大科目	中科目		
会場設営費	会 場 費	事業、大会等の会場使用料	
	設 営 費	会場の舞台装置及び関連設備の費用	
	レンタル料	機材等のレンタル料	
	運 送 費	機材等の運搬料	
企画・演出費	運 営 費	事業大会等の為の企画、演出費用や司会等の運営費用・同時通訳費用・海外事業のためなどに購入する資材等の費用	個人に対する報酬については源泉徴収。法人の場合は不要
	人 件 費	事務局員、アルバイト、通訳、アドバイザー等の人件費	
	旅費交通費	運営費に伴う旅費交通費	
	保 険 料	運営費に伴う保険料	
	飲 食 費	事業、大会等の飲食費用	
講師関係費	諸 謝 金	講師等に支払った支払金で源泉徴収税を含む費用。記念品との併用不可(特例措置あり)	法人に対して源泉徴収は不要
	記念品代	講師等に謝礼として渡した記念品(土産)	
	旅費交通費	講師等に支払った交通費・宿泊等(移動費用も含む)	現金渡し源泉徴収要 クーポン渡し不要
	保 険 料	講師等に伴う保険料	
	飲 食 費	講師等に対する飲食費用	
	会 合 費	講師等との打ち合わせ費用	

勘定科目		勘定科目 (大科目・中科目) の内容説明	備考
大科目	中科目		
広報費	会場費	広報活動を行うための会場使用料	
	設営費	広報活動を行うための設営機材等の費用	
	レンタル料	広報活動を行うための機材等のレンタル料	
	運営費	広報活動に関する企画費用・人件費	個人の報酬は源泉徴収
	作成費	招待状・案内状・ポスター・チラシ 広報ビデオ等の作成印刷費用 (写真・翻訳料・デザイン料等含む)	個人の報酬は源泉徴収
	P R 費	新聞・雑誌等の掲載料 看板等の事業広報のための費用	
	通信費	招待状・案内状等の送付費用	
	消耗品費	封筒代等広報に関する消耗品	
	資料費	資料に使用のため購入した資料費用	
資料作成費	作成費	ビデオ・イラスト・当日パンフレット マニュアル等作成印刷費用 (写真・翻訳料・デザイン料等含む)	個人の報酬は源泉徴収
	レンタル料	資料作成に関する機材レンタル料	
	通信費	資料の事前の送付費用・運搬費用	
	消耗品費	テープ・フィルム等資料作成の消耗品	
	資料費	報告書等に使用のため購入した資料費用	
報告書作成費	作成費	報告書・ビデオ等の作成・印刷費 (写真・翻訳料・デザイン料等含む)	個人の報酬は源泉徴収
	レンタル料	報告書作成に関する機材レンタル料	
	通信費	報告書等の送付費用・運搬費用	
	消耗品費	テープ・フィルム等報告書作成の消耗品	

勘定科目		勘定科目 (大科目・中科目) の内容説明	備考
大科目	中科目		
懇親会費	会 場 費	懇親会等に関する会場使用料	
	設 営 費	会場の舞台装置及び関連設備の費用	
	レンタル料	機材等のレンタル料	
	運 送 費	機材等の運搬費	
	運 営 費	懇親会のための企画費用・司会等の費用	個人の報酬は源泉徴収
	アトラクション費	アトラクション・ショー等の費用	出演料は源泉徴収
	人 件 費	アルバイト・コンパニオン等の費用	個人の報酬は源泉徴収
	旅費交通費	懇親会に伴う旅費交通費	
	保 險 料	懇親会に伴う保険料	
	飲 食 費	懇親会等における飲食等の費用	
涉外費	役員涉外費	役員等の接遇に関する費用	
	記念品代	涉外活動に関する記念品(土産代も含む)	
旅費交通費		事業・セミナー等を行うために要した交通費及び宿泊費	
参加記念品代		事業参加者に渡す記念品	
保 險 料		事業に関わる損害保険料等	
通 信 費		上記以外の通信費(FAX等)	
雑 費		少額の支出で勘定科目をもうけるまでもない費用(例えば振込手数料等)	
預り金支出		預り金収入に対応する支出	
予 備 費			別表の通り

## 【9】源泉徴収の取扱いについて

- 1) 個人（外国人は除く）への支払い※㈱・㈲等の法人格がない個人事業者を含む。

※振込口座名に法人格がない場合原則源泉徴収の対象となります。

例)

ア) 講師、臨時事務員、アルバイト、デザイナー、通訳等個人に支払う場合

イ) 懇親会等の芸能人等へ支払う場合

※源泉徴収税額（合計金額）は、同一人物に対する支払金額が100万以下の場合 10.21% (=10%×102.1%)

100万円を超える場合の超える部分は 20.42% (20%×102.1%) となります。

源泉徴収税別表を参照下さい。

※領収書は、必ず源泉税込みの金額で発行して頂いて下さい。

※支払金額が少額である場合は源泉税免除となる場合があります。詳しくは財政局にお問い合わせください。

## 2. 源泉徴収納付及び支払い調書作成手順

①支払時に源泉徴収票または支払調書を相手方にお渡しするとともに、領収証をもらってください。なお、領収金額は手取額ではなく、源泉税控除前の総額を記入してもらってください。

（内訳の分かる様な領収書を受領して下さい。）

②源泉所得税は、委員会で事業をされた翌月10日迄に八女税務署に納付しなければならない為、税額分の現金を事務局へお持ち下さい。納付は事務局が行います。

## 3. 源泉徴収の注意事項

①現金で支給する交通費（お車代）や宿泊費、高額な物品、現金に交換可能な物品（商品券等）に対しても源泉徴収が必要となります。

②宿泊費は、現金で支給することは極力避け、実際に必要な額をチケットやクーポンでお支払いください。契約時点（見積もりの時点）で支払報酬金額が源泉込額なのか、手取額なのかを確認をすることがトラブルを避けるために必要です。

③講師講演等を行う際、講師への報酬（個人報酬）が¥50,000を超える場合は、講演者のマイナンバーが必要となります。詳しくは事業計画時に財政局へとお問い合わせ下さい。

## 【10】予備費の算出について

予備費の算出は下記の表を参考にして行って下さい。

予算額	0～ 30万未満	30万以上～ 50万未満	50万以上～ 150万未満	150万以上
予備費	8%	5%	4%	3%

但し、事業の内容を理事会等で十分な協議を重ねた結果、事業の性格上予備費の額が上記表では不十分とされたときに限り、限度を超えて設定出来ることとします。その場合でも10%を超えないようにして下さい。

予備費の算出を行うときの予算額とは、総事業費から予備費を除外した合計金額です。登録料、預り金等は含みません。

## 【11】決算時の措置について

### 収入の部

- ① 寄付金収入、補助金収入、預り金収入、登録料収入について  
事業の性格上、予想出来なかった収入が発生した場合、または予想した収入がなかった場合は、修正予算審議を行わず下記の手順にて決算を行います。

Step1 これらの収入が下記の特例措置に当たるか財政局にて判断させて頂きます。

Step2 特例措置対象と認められたら、差異発生理由書を作成して頂きます。

#### 寄付金収入・補助金収入の特例措置に該当する事項

- ・LOM 外からの来賓や団体を招いての事業で、収入金額が予想出来なかった場合
- ・LOM の事業に対して当初計画になかった個人・団体からの収入があった場合
- ・来賓・団体の出席が確定していたにもかかわらず、事情により欠席されて収入が減額となった場合

### 支出の部

#### ①講師関係費

##### 諸謝金と記念品代の取り扱いについて

原則では、諸謝金と記念品の併用は認められませんが、下記の事項に限り併用を認める特例とします。

##### 諸謝金の金額が 5 万円未満の場合

諸謝金と記念品の併用を認めます。但し、記念品の上限額は必ず 5,400 円以下となるようにして下さい。

また、クーポン券や図書券や旅行券など換金出来る物品は認められません。

講師からの申し出により諸謝金が定額となっていると認められる場合  
社会的に適正に判断すれば、当然高額となる講師が事業の趣旨への賛同などにより、明らかに低額な諸謝金により了解をされた場合は、諸謝金と記念品代の併用を認めます。

但し、記念品の上限額は必ず 5,400 円以下となるようにして下さい。  
また、クーポン券や図書券や旅行券など換金出来る物品は認められません。

#### ②事業予算審議通過後の勘定科目の追加・削除に対する特例措置

事業の性格上、予想出来なかった支出が発生した場合は、修正予算審議を行わず差異発生理由書の添付のみにより決算を行います。  
予想出来なかった事項に該当するもの

- ・LOM メンバー以外を対象とした事業、もしくは LOM 外との個人又は団体とのタイアップによる事業で、予想不可能だった項目
- ・天候や参加者内容などの事案により、追加しなければ事業が重大な欠陥を生じると判断された場合
- ・講師を招いての事業の時、当初計画時点での講師の旅費交通費が、講師の事情により出発地点もしくは経由地が変更となり増減が生じた場

合併し増額に関しては、講師との話し合いにより負担額を決定して下さい。

- ・予算執行後物品の購入を進めていく上で、天候など特別な事由により必要性がなくなり購入を控えた場合
- ・環境保護の観点から、当初計画時よりも更に適正であると認められた場合予想出来なかった事項として認められないもの
- ・横断幕 議事次第 飲食に関する科目 運営上必要な備品・書類 など詳しくは、購入前に財政局に必ずご相談して下さい。

## 【12】決算書記入マニュアル

事業名称:					(様式4)
( 収 益 明 細 書 )					(単位:円)
科 目	摘要	金 額	No		
( )	上程議案の事業名称(※上段枠内記載名称)を記入				
( )					
( )					
( )					
合 計				0	
( 費 用 明 紹 書 )					(単位:円)
科 目	細 目	摘要	金 額	No	
( )					
1 ページ					0
( )	小 計				
・該当する収入・支出科目のみ使用し、空欄(段落含む)を作らない、行削除すること ・金額には3桁ごとの カンマ(,)が打たれていること ・消費税込みで記載 ・摘要欄は詳細に記入すること					0
单価、仕様、個数などを詳しく記入して下さい					0
小 計				0	
小 計					0
合 計				0	

事業収支決算				
[様式10] 上級機関の事業名称(※上段枠内記載 名称)を記入				
(単位: 円)				
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘要
(収 益 の 部)				
1 登録料収益			0	
2 寄付金収益			-	
3 補助金			-	
4 助成金			-	
5 広告料収益			-	
6 額売収益			-	
7 事業譲入金			-	
8 預り金収入			-	
9 雑 収 益			-	
収 益 計			-	
(費 用 の 部)				
1 会場設営費			0	
2 定画・演出費			0	
3 本部団関係費			0	
4 講師関係費			0	
5 広報費			0	
6 資料作成費			0	
7 報告書作成費			0	
8 想観会費			-	
9 游外費			0	
10 旅費交通費			0	
11 参加記念品費			0	
12 保険料			0	
13 通信費			0	
14 預り金支出			-	
15 雑 費			0	
16 予備費			0	
費用計	0	0	0	決算時には予備費は発生しません
収支差額				

1 ページ

上記の収支差額(余剰金)は、第 回理事会の承認を経て一般会計に算入される。

記入注意点は  
 事業計画収支予算書(様式11)と同じ  
 予算額(修正・補正予算) - 決算額 = 差  
 異  
 (計算式はいれてあります)  
 マイナス時の表記は△でお願いします  
 (自動表記するようにしてあります)

### 【13】事務局の印刷機器について

#### (1) ファイル印刷、コピー、カラーコピー機について

1. 事務局複合機を使用したモノクロコピーについては予算をあげる必要はありません。小部数(10枚以下)の印刷は常識の範囲内で自由に利用して下さい。
2. 事業等にコピー機を使用する際、500枚を超える印刷を行う場合は用紙代を事業費に計上して下さい。
3. 内部文章については、できる限り裏紙を使用して下さい。
4. カラーコピー機能を利用する場合は用紙代を事業費に計上して下さい。カラーコピーディーを計上する必要はありません。

### 【14】登録料の領収書について

\*登録料で使用する領収書は、事務局長の許可を受けて、事務局所定のものを利用して下さい。各委員会が、勝手に作成し発行することが無いようにして下さい。

\*当日の欠席等で、準備した領収証を交付しなかった場合でも、処分せずそのまま事務局へ返却して下さい。

\*必ず連番をつけて管理し、使用済みの領収書控えは事務局に返却して下さい。

### 【15】預かり金の領収書について

\*預かり金の領収書は、利用業者より発行するものとする。

# 会員名簿

ヤングフォーラム委員会



NOBUYOSHI AKITA  
**秋田 信善** 1979.8 2014.5 入会  
秋田整骨院  
〒834 - 0016 八女市豊福 279-1  
電話 0943-24 - 9920 FAX0943-24-9920 携帯 080-5276-1984  
E-mail qjgqh065@ybb.ne.jp

事務局長



KOIKI AKIYAMA  
**秋山 耕毅** 1983.5 2014.8 入会  
Café LEAF 店長  
〒834 - 0022 八女市豊福 79-1  
電話 0943-24-9285 FAX0943-24-9285 携帯 090-7165-8988  
E-mail akiyama.kouki@topaz.plala.or.jp

副理事長



KATSUHISA AMEMORI  
**雨森 将寿** 1982.11 2012.5 入会  
(株)若大将 代表取締役  
〒834 - 0115 八女郡広川町大字新代 2391  
電話 0943-32-2290 FAX0943-32-2138 携帯 090 - 5558 - 1258  
E-mail kaisekiwaka@outlook.jp

出向担当理事



SACHIO IBOSHI  
**井星 幸雄** 1987.3 2016.4 入会  
星クレーン  
〒834 - 1216 八女市黒木町桑原 973-3  
電話 0943-42-2530 FAX0943-42-2530 携帯 090-5936-8104  
E-mail hoshi.crane-3.10@docomo.ne.jp

会員拡大アカデミー委員会 副委員長



GENTA INOUE  
**井上 元太** 1986.3 2017.5 入会  
(株)イノウエハウジング  
〒834 - 0024 八女市津江 44-2  
電話 0943-24-1214 FAX0943-24-1216 携帯 090-5483-1699  
E-mail genta.inoue@inouehousing..jp

例会研修委員会



SENTAROU INOUE  
**井上 専太郎** 1984.7 2011.8 入会  
福岡食品関連協同組合 専務理事  
〒834 - 1102 八女市上陽町北川内 52-1  
電話 0943-54-3400 FAX0943-54-3402 携帯 090-2517-8989  
E-mail sentaryu@yahoo.co.jp

ヤングフォーラム委員会



KEISUKE IRIBE  
**入部 圭右** 1993.3.10 2017.4 入会  
(有)寿クレーン  
〒843-0041 八女市緒玉 40-1  
電話 0942-23-2891 FAX0943-23-7895 携帯 090-1196-1309  
E-mail kit-lkei@ezweb.ne.jp

まちづくり委員会



NORIHISA USHIJIMA

**牛島 範久** 1978.12 2011.4 入会

(有)西日本新聞エリアセンター福島 代表取締役

〒834 - 0031 八女市本町 155-1

電話 0943-22-2013 FAX0943-24-3521 携帯 090-8401-1722

E-mail norihisa1551@yahoo.co.jp

まちづくり委員会



YUUSUKE OOISHI

**大石 裕介** 1980.1 2013.5 入会

(有)大石油店 マネージャー

〒834 - 0064 八女市蒲原 1311-2

電話 0943-22-4766 FAX0943-24-2202 携帯 090-5294-7573

E-mail life-seyle.925@docomo.ne.jp

ヤングフォーラム委員会 委員長



YUSUKE OISHI

**大石 祐介** 1985.7 2016.5 入会

(株)大石物産 取締役

〒834 - 0066 八女市室岡 1213-2

電話 0943-24-5032 FAX0943-24-5034 携帯 090-1879-7856

E-mail yusuke@ohishi-bs.co.jp

例会研修委員会



KOUZO OOTSUKA

**大塚 晃三** 1980.7 2013.10 入会

セントラル(株) 常務取締役

〒834 - 0064 八女市蒲原 160-1

電話 0943-23-1360 FAX0943-24-4828 携帯 090-2857-4156

E-mail sunshinethird@gmail.com

顧問



DAISUKE OGATA

**緒方 大輔** 1978.9 2004.12 入会

(株)おがたの佛具店 代表取締役

〒834 - 0006 八女市吉田 844

電話 0943-23-1424 FAX0943-23-1363 携帯 090-1923-5977

E-mail ogataryu@vega.ocn.ne.jp

まちづくり委員会



SELJI OGAWA

**小川 誠司** 1978.5 2016.7 入会

おがわ製作所

〒834 - 0006 八女市吉田 2053-14

電話 0943-23-1324 FAX0943-23-1324 携帯 090-4986-0513

E-mail sksmkyogo@gmail.com

監事



SHINYA KAWAGUCHI

**川口 慎弥** 1979.8 2005.7 入会

川口金水園

〒834 - 1213 八女市黒木町本分 1134-1

電話 0943-42-0315 FAX0943-42-3559 携帯 090-2501-8422

直前理事長



HISASHI KAWANAMI

**川浪 寿士** 1977.1 2011.5 入会

川浪寿士司法書士事務所

〒834 - 0031 八女市本町 498-3

電話 0943-24-9185 FAX0943-24-9186 携帯 090-6329-8311

E-mail kawanami\_h\_shiho@yahoo.co.jp

ヤングフォーラム委員会



YUKI KITAJIMA

**北島 雄貴** 1984.8 2016.6 入会

Ties 代表

〒834 - 0031 八女市本町 1-248-1 Flower Bldg 2F

電話 0942-27-9503 FAX0942-27-9503 携帯 090-6890-3898

E-mail

例会研修委員会



YUUITIROU KINOSHITA

**木下 雄一郎** 1981.10 2017.8 入会

酒邸 吟乃香

〒834 - 0063 八女市本町 1018-2

電話 0943-24-8199 FAX0943-24-8199 携帯 090-7467-1107

E-mail little-snow.goc.hiro@docomo.ne.jp

例会研修委員会 副委員長



TETSUYA KIRIAKE

**桐明 哲也** 1981.4 2016.7 入会

桐明鉄工所

〒834 - 0022 八女市柳島 196

電話 0943-24-0294 FAX0943-23-1705 携帯 090-7443-3772

E-mail i-hever-break-your-heart@docomo.ne.jp

例会研修委員会



DAIKI GOTO

**後藤 大貴** 1988.12 2017.4 入会

(株)駅前不動産 八女支店 店長

〒834 - 0031 八女市本町 1-302-1

電話 0943-32-8282 FAX0943-32-8283 携帯 070-6590-6199

E-mail daiki510winter@yahoo.co.jp@yahoo.co.jp

第2室 室長



YUUUKI SHIGENO

**重野 雄紀** 1982.1 2009.7 入会

重野モータース

〒834 - 0115 八女郡広川町新代 1673-1

電話 0943-32-1625 FAX0943-32-0047 携帯 090-3076-3411

E-mail racpit.s-2006@coast.ocn.ne.jp

会員拡大アカデミー委員会



YOSHITO SHIHARA

**紫原 嘉人** 1979.2 2016.3 入会

フローリスト しはら

〒834 - 0023 八女市馬場 352-1

電話 0943-22-4715 FAX0943-22-4715 携帯 080-4698-9318

E-mail jd262scme@yahoo.co.jp

まちづくり委員会 副委員長



TAISUKE TAKAYAMA

**高山 泰輔**

1985.1 2017.7 入会

ダイアックス株式会社 係長

〒834-0112 八女市立花町谷川 71-1

電話 0943-37-1100 FAX0943-37-1101 携帯 090-8357-0715

E-mail takayama-taisuke@diax.co.jp

会員拡大アカデミー委員会 委員長



MIKIO TSUTSUMI

**堤 幹雄**

1980.7 2016.4 入会

(株)シャルム建築デザイン 取締役専務

〒839-0852 久留米市高良内町 2809-1

電話 0942-43-5819 FAX0942-43-5820 携帯 080-8665-4780

E-mail mikio7355@yahoo.co.jp

理事長



MICHIAKI TSUTSUMI

**堤 倫亮**

1980.8 2007.4 入会

(株)堤鉄構 専務取締役

〒834-1213 八女市黒木町本分 1159-3

電話 0943-42-0410 FAX0943-42-2974 携帯 090-5922-0872

E-mail tsutsumis@mx22.tiki.ne.jp

会員拡大アカデミー委員会



KAZUMICHI NABETA

**鍋田 一道**

1980.9 2014.4 入会

鍋田鉄工

〒834-1204 八女市黒木町木屋 4265-3

電話 0943-45-0329 FAX0943-45-1516 携帯 080-1702-1645

E-mail nabeta@extra.ocn.ne.jp

財政局長



GOU NITABARU

**仁田原 剛**

1978.9 2010.8 入会

社会福祉法人 黒木福祉会 城山学園

〒834-1203 八女市黒木町北木屋 1315

電話 0943-42-4016 FAX0943-42-3639 携帯 090-3669-5982

E-mail shiroyama5501@tune.ocn.ne.jp

まちづくり委員会



YUUSUKE NOGAMI

**野上 裕輔**

1985.3 2015.5 入会

野上木材

〒834-0201 八女市星野村 13670

電話 0943-52-2671 FAX0943-52-2671 携帯 090-9578-6298

E-mail nogami8906@outlook.jp

常務理事



KATSUNORI NONAKA

**野中 克則**

1984.7 2015.5 入会

ガーデンホール 矢部川城 支配人

〒834-0024 八女市津江 913-1

電話 0943-22-6237 FAX0943-24-3440 携帯 090-7391-1838

E-mail yabegawaiyo1968@cd.wakwak.jp

第1室 室長



KENJI HASHIMURA  
**橋村 賢二** 1979.10 2014.5 入会  
(有)橋村住設 常務  
〒834 - 1214 八女市黒木町田本 178-1  
電話 0943-42-0096 FAX0943-42-4228 携帯 090-7388-5238  
E-mail kouji@hashimura.jp

会員拡大アカデミー委員会



TATSUNORI HIGASHI  
**東龍徳** 1984.2 2010.6 入会  
ダイニングバーLOTUS  
〒834 - 0031 八女市本町 1-243  
電話 0943-23-1138 FAX0943-22-7058 携帯 090-6899-2107  
E-mail hyottokoyame@yahoo.co.jp

副理事長



KAZUTOSHI HIGUCHI  
**樋口和俊** 1979.3 2008.7 入会  
(株)樋口保険ライフコンサルティング 代表取締役社長  
〒834 - 0005 八女市大島 71-1  
電話 0943-24-3955 FAX0943-24-0400 携帯 090-5742-7674  
E-mail kazutoshi.higuchi@wave.plala.or.jp

副理事長



MEGURU HIRASHIMA  
**平島周** 1981.6 2006.4 入会  
立花鉄工建設(株) 専務取締役  
〒834 - 0004 八女市納楚 697-1  
電話 0943-24-8101 FAX0943-24-8102 携帯 080-1721-1244  
E-mail m-hirashima@tachibana-tk-k.jp

ヤングフォーラム委員会



KAZUHISA HIROTSU  
**廣津和久** 1978.7 2005.4 入会  
(株)公益社 メモリアルホールいわ井 専務取締役  
〒834 - 0024 八女市津江 599  
電話 0943-23-2222 FAX0943-22-3242 携帯 090-8765-4068  
E-mail iwai\_79@yahoo.co.jp

監事



TAKAYOSHI FUJISAKI  
**藤崎貴介** 1978.1 2013.4 入会  
(株)エフジー 代表取締役  
〒834 - 0105 八女郡広川町長延 1174-2  
電話 0943-32-4800 FAX0943-32-4803 携帯 080-5258-2834  
E-mail info@fg-fujisakigroup.jp

まちづくり委員会 委員長



TAKATOSHI FURUSAWA  
**古澤貴俊** 1981.5 2016.6 入会  
古澤農園  
〒834 - 1205 八女市黒木町田代 604-1  
電話 0943-42-1531 FAX0943-42-1531 携帯 090-7479-8833  
E-mail takatoshi.furusawa@gmail.com



KENSHI MATUO  
**松尾 研士** 1987.1 2017.4 入会  
松尾総合事務所 主任  
〒834-0064 八女市吉田 1690-3  
電話 0943-22-7916 FAX0943-22-7915 携帯 090-4515-0952  
E-mail kenken.kenshi004@gmail.com

専務理事



JUNPEI YAMASAKI  
**山崎 隼平** 1981.7 2012.4 入会  
農事組合法人 八女美緑園 組合員  
〒834 - 0016 八女市豊福 269-2  
電話 0943-24-2000 FAX0943-24-2034 携帯 090-2583-1937  
E-mail 0719worlddanji.peijun@gmail.com

例会研修委員会 委員長



MAKOTO YAMASAKI  
**山崎 誠** 1980.12 2016.7 入会  
くろき交通 部長  
〒834 - 1213 八女市黒木町本分 1624-7  
電話 0943-42-0426 FAX0943-42-3557 携帯 090-9407-4420  
E-mail yamasaki@kuroki-kotsu.com

# 出向者リスト

	氏名	出向先	役職
日本青年会議所	鍋田 一道	(日本) 規則審査会議	
九州地区協議会	川口 慎弥	(地区) 総務委員会	
福岡ブロック 協議会	平島 周	未来創造グループ	担当副会長
	雨森 将寿	ブロック大会運営委員会	委員長
	井星 幸雄	ブロック大会運営委員会	
	大石 祐介	ブロック大会運営委員会	
	大塚 晃三	ブロック大会運営委員会	
	小川 誠司	ブロック大会運営委員会	
	桐明 哲也	ブロック大会運営委員会	
	野上 裕輔	ブロック大会運営委員会	
	野中 克則	ブロック大会運営委員会	
	橋村 賢二	ブロック大会運営委員会	
	樋口 和俊	ブロック大会運営委員会	
	山崎 誠	ブロック大会運営委員会	
	秋田 信善	和の心醸成委員会	
	牛島 範久	和の心醸成委員会	
	廣津 和久	和の心醸成委員会	
	重野 雄紀	和の力覚醒委員会	
	紫原 嘉人	和の力覚醒委員会	
	堤 幹雄	和の力覚醒委員会	
	東 龍徳	和の力覚醒委員会	
	秋山 耕穀	福岡の安全安心確立委員会	
	仁田原 剛	福岡の安全安心確立委員会	
	藤崎 貴介	総務グループ	
	古澤 貴俊	総務グループ	
	井上 元太	アカデミー委員会	
	入部 圭右	アカデミー委員会	
	木下 雄一郎	アカデミー委員会	
	後藤 大貴	アカデミー委員会	
	高山 泰輔	アカデミー委員会	
	松尾 研士	アカデミー委員会	

メソバ一人会経過年数早見表

入会年度		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
入会経過年数		15年	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年
41歳	1977								川浪寿士						
40歳	1978	緒方大輔	廣津和久					仁田原剛	牛島範久		解崎貴介				
39歳	1979		川口慎弥								秋田信善		紫原嘉人		
											福村賢一		小川誠二		
38歳	1980					堀口和俊									
37歳	1981									大塚晃三					
										大石裕介					
36歳	1982									鍋田一道					
35歳	1983									山崎隼平					
34歳	1984										重野雄紀				
33歳	1985										雨森博寿				
32歳	1986										東 龍徳	井上専太郎			
31歳	1987												秋山耕穂		
30歳	1988												野中克則	北島雄貴	
29歳	1989												野上裕輔	大石祐介	
28歳	1990													井星泰輝	
27歳	1991														松尾研士
26歳	1992														後藤大貴
25歳	1993														入部圭右

## 歴代理事長

1960年 (S35年) 故	初代 橋爪 義夫	成央建設㈱
1961年 (S36年) 故	2代 堀川 正通	堀川バス㈱
1962年 (S37年) 故	3代 堀川 正通	堀川バス㈱
1963年 (S38年) 故	4代 末金照二郎	末金林業
1964年 (S39年) 故	5代 鶴 浩明	鶴陶器店
1965年 (S40年) 故	6代 木下 正吉	新屋金物 (名)
1966年 (S41年)	7代 角 和憲	九州木材工業㈱
1967年 (S42年)	8代 角 和憲	九州木材工業㈱
1968年 (S43年)	9代 原 正之	㈱原組
1969年 (S44年)	10代 角 和憲	九州木材工業㈱
1970年 (S45年) 故	11代 江田 昌隆	江田木材店㈱
1971年 (S46年) 故	12代 近藤 義浩	協和木材㈱
1972年 (S47年)	13代 木下 茂	喜多屋㈱
1973年 (S48年)	14代 谷川 圭之	谷川産業㈱
1974年 (S49年)	15代 横溝弥太郎	元黒木町町長
1975年 (S50年) 故	16代 末金 信次	末金材木店
1976年 (S51年) 故	17代 池田 善昭	池田木材㈱
1977年 (S52年) 故	18代 三浦 智信	筑水会病院
1978年 (S53年) 故	19代 北島庄一郎	キタジマ建材㈱
1979年 (S54年) 故	20代 金ヶ江正司	松本自動車工場
1980年 (S55年)	21代 牛島 弘人	牛島電機工業㈱
1981年 (S56年) 故	22代 宮原 武磨	㈲宮原
1982年 (S57年)	23代 山下 一弘	山下工業㈱
1983年 (S58年)	24代 東 邦二郎	㈱東兄弟
1984年 (S59年)	25代 宮崎 勝	㈱マルミヤ醸造
1985年 (S60年)	26代 近藤 宏章	丸国産業㈱
1986年 (S61年)	27代 牛島 一徳	牛島一徳司法書士事務所
1987年 (S62年)	28代 牛島 幹	西日本新聞福島販売店
1988年 (S63年)	29代 角 誠一郎	さくら薬局
1989年 (H 1年)	30代 末崎 隆	スエザキサイクル商会
1990年 (H 2年)	31代 橋爪 正幸	成央建設㈱
1991年 (H 3年)	32代 吉泉 正幸	㈱吉泉園
1992年 (H 4年)	33代 末金 英春	末金林業
1993年 (H 5年)	34代 高山 卓己	ダイアックス㈱
1994年 (H 6年)	35代 桐明 和久	福岡県議会議員
1995年 (H 7年)	36代 光益 昭	(有)ミツマス
1996年 (H 8年)	37代 諸富 一文	(有)諸富林産興業
1997年 (H 9年)	38代 堀川 正商	堀川バス㈱
1998年 (H10年)	39代 井上 正治	㈱イノウエハウジング
1999年 (H11年)	40代 藤木 茂	㈱フジキ工芸産業
2000年 (H12年)	41代 桐明 和広	(有)桐明組
2001年 (H13年)	42代 古賀 善信	㈱古賀製茶本舗
2002年 (H14年)	43代 角 博	九州木材工業㈱
2003年 (H15年)	44代 鶴 信行	おぶつだんの仏匠
2004年 (H16年)	45代 平島英一郎	㈱平島鉄筋工業
2005年 (H17年)	46代 木屋 康彦	㈱木屋芳友園
2006年 (H18年)	47代 主計 高広	㈱主計物産
2007年 (H19年)	48代 椿原 淳	㈱椿原住宅設備
2008年 (H20年)	49代 中川 裕敬	㈱恭榮
2009年 (H21年)	50代 芳司 英樹	芳司司法書士事務所
2010年 (H22年)	51代 東 健一郎	㈱東兄弟
2011年 (H23年)	52代 牧野 穎弘	牧野電気工事㈱
2012年 (H24年)	53代 高鍋 一成	高鍋タオル㈱
2013年 (H25年)	54代 廣津 久也	㈱不動葬祭／㈱公益社
2014年 (H26年)	55代 堤 一樹	㈱堤工務店
2015年 (H27年)	56代 井上 裕樹	(有)井上製作所
2016年 (H28年)	57代 緒方 大輔	㈱おがた佛具店
2017年 (H29年)	58代 川浪 寿士	川浪寿士司法書士事務所

## 特別会員名簿【シニアクラブ会員 216名】

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先FAX
青木 正孝	71.05	㈱茶屋不動産	0943(22) 7357	0943(22) 7386
秋山 達也	60.07	秋山歯科医院	0943(22) 7711	0943(22) 7741
荒木 純二	69.12	㈱筑後旅行センター	0942(52) 4911	0942(52) 4913
飯沼 愛行	43.07			
石橋 健藏	51.01	㈱石橋組	0943(24) 5028	0943(24) 2427
石橋 甲基	76.08	医療法人 石橋歯科医院 理事	0943(24) 5207	0943(24) 5207
石橋 昭二	54.07	㈱石橋組	0943(24) 5028	0943(24) 2427
井手 保臣	67.08	㈱井手電工	0943(42) 2684	0943(42) 2694
伊藤 和彦	61.09	㈲伊藤勘助商店	0943(24) 2326	0943(24) 2340
伊藤 桂司	67.12	看板のいとう	0943(23) 0545	0943(23) 0545
伊藤 貴志	52.02	大漁酒場やまぜん	0943(24) 9866	0943(24) 9866
伊藤 秀夫	37.01	㈱伊藤尚文堂	0943(23) 6153	0943(23) 6158
伊藤 博之	65.08	㈱伊藤尚文堂	0943(23) 6153	0943(23) 6158
伊藤 善司	48.01	㈲伊藤勘助商店	0943(24) 2326	0943(24) 2340
稲員 信幸	48.12	稲員折箱店	0943(32) 0054	0943(32) 1808
井上 智寛	66.05	グリコ牛乳上陽センター	0943(54) 2658	0943(54) 2688
井上 昌樹	67.07	(株) ワイズメンコーポレーション福岡	092(726) 5370	092(726) 5371
井上 正浩	62.03	㈱イノウエハウジング	0943(24) 1214	0943(24) 1216
井上裕樹(会計)	52.02	㈲井上製作所	0943(42) 1135	0943(42) 2940
井ノ口 敬三	43.01	㈱井ノ口仏壇店	0943(23) 5588	0943(23) 5875
今里 滋	37.02			
今里 信也	61.07	増永税理士事務所	0943(24) 3475	0943(24) 3475
今里 博司	59.06	今里整形外科クリニック	0943(23) 7715	0943(23) 7817
今里 充昭	43.11	㈲今里塗料店	0943(24) 3330	0943(22) 2940
今里 元則	75.07	㈲今里塗料店	0943(24) 3330	0943(22) 2940
井本 政弘	55.10	いもと設計事務所	0943(24) 3606	0943(24) 3686
入江 朋臣	74.05	㈲シラキ工芸	0943(24) 3054	0943(24) 4458
入部 賢太	69.01	筑後通信建設(㈱)	0943(23) 4625	0943(23) 4745
岩本 正平	49.12	㈱いわもと	0943(36) 0131	0943(36) 0035
上嶋 克彦	66.04	司法書士上嶋克彦事務所	0943(24) 2600	0943(22) 3190
上野 浩一	56.02	ウエノ	0943(22) 2702	0943(22) 2703
牛島 弘人	41.12	牛島電機工業(㈱)	0943(24) 2171	0943(24) 2175
牛島 秀雄	42.08			
牛島 一徳	46.06	牛島一徳司法書士事務所	0943(23) 3507	0943(23) 3725
牛島 幹	48.02	(有) 西日本新聞エリアセンター福島	0943(22) 2013	0943(24) 3521
牛島 和夫	49.02		0943(24) 4848	
牛島 敏博	55.11	㈱牛島製茶	0943(22) 4661	0943(22) 4829
牛島 雅広	71.11	牛島電機工業(㈱)	0943(24) 2171	0943(24) 2175
江崎 龍郎	60.05	えさき歯科	0943(22) 7100	0943(22) 7151
江崎 哲三	73.12	江崎建設	0943(24) 1108	0943(24) 1108
大石 貴光	71.10	福岡グリーン産業(㈲)	0943(23) 5390	0943(23) 5359
大熊 一徳	66.02	おおくま歯科医院	0943(22) 3550	0943(22) 3639
大塚 泰三	45.03	セントラル㈱	0943(23) 1306	0943(24) 4828
大塚 高典	48.09	立花運輸倉庫(㈱)	0943(37) 0034	0943(37) 0034
大坪 裕一	65.11	大坪歯科医院	0943(24) 5564	0943(33) 7010
大鶴 道則	49.01		0943(22) 2105	
大藤 秀夫	67.06	フジホーム㈱	0943(32) 6555	0943(32) 6556
大渕 忠彦	47.11	大渕時計店	0943(42) 0309	0943(42) 0309

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先 FAX
大瀬 伸隆	51.03	大瀬歯科医院	0943 (23) 4823	0943 (23) 4823
大瀬 龍治	52.07	そば茶房 「温人」おんじん	0943 (45) 0147	0943 (45) 1234
大藪明宏 (会員)	69.10	株大藪建設	0943 (24) 5588	0943 (24) 5589
緒方 敬介	48.11	緒方佛心堂	0943 (32) 4260	0943 (32) 4339
緒方 則雄	64.09	緒方通信株	0943 (42) 3255	0943 (42) 3255
岡本 晃一	60.01	南呉服と染おかもと	0943 (24) 5291	0943 (22) 2686
小川 真一	55.08	フォトスタジオ オガワ	0943 (22) 2405	0943 (22) 2405
甲斐田 泰	47.05		0943 (23) 2764	0943 (23) 2764
柿野 勉	73.07	株ソレアート	0943 (32) 2486	0943 (32) 2412
鹿子生 剛	42.02	瓦のカコオ	0943 (42) 0250	0943 (42) 4505
鹿子生 強	69.12	瓦のカコオ	0943 (42) 0250	0943 (42) 4505
主計 高広	68.04	株主計物産	0943 (30) 1137	0943 (30) 1225
加藤 健一	74.11	いけす料理 黒潮	0943 (22) 6633	0943 (41) 0098
加藤 輝彦	65.11	加藤工務店	0943 (22) 3340	0943 (24) 0746
加藤 正信	43.02	加藤呉服店	0943 (42) 0228	0943 (42) 0228
加藤 雅文	52.03	加藤土建株	0943 (42) 0257	0943 (42) 2233
片山 祐介	73.03	社会福祉法人 南八女福祉法人会 いづんじま	0943 (23) 1988	0943 (23) 1986
川口 徹	61.05	カワグチサプライズ㈱	0943 (22) 2628	0943 (24) 4145
川口 廣祥	50.09	三和ロジコム㈱	0943 (24) 1159	0943 (24) 5593
川崎 広光	60.07	川寄せ園	0943 (23) 0706	0943 (22) 9997
川島 明	47.12	川島運送㈱	0943 (23) 2211	0943 (24) 2215
木佐木 秀一	67.03	南木佐木仏壇店	0943 (24) 3671	0943 (24) 5714
北島 直季	74.05	筑後信用金庫 北野支店	0942 (78) 7741	0942 (78) 7721
木下 顕治	73.03	木下司法書士事務所	0943 (23) 5830	0943 (24) 9567
木下 茂	39.04	株喜多屋	0943 (23) 2154	0943 (23) 2156
木下 章作	34.10	木下政一商店	0943 (22) 4657	0943 (22) 3988
木下 誠二	59.5	木下歯科医院	0943 (42) 1193	0943 (42) 1198
木下 秀幸	67.03	社会福祉法人 楠会 若楠園	0943 (24) 1294	0943 (24) 0082
木屋 康彦	66.01	株木屋芳友園	0943 (52) 2124	0943 (52) 2232
桐明 彰 (会員)	70.08	南桐明商店	0942 (52) 3461	0942 (52) 7341
桐明 和久	58.10	福岡県議会議員	0943 (30) 1055	0943 (30) 1056
桐明 和広	61.12	株桐明組	0943 (24) 3355	0943 (24) 3356
金納 一英	60.01	南日の出商会	0943 (22) 6866	0943 (23) 1135
草場 良晴	54.12	南ハーモニーハウス	0943 (42) 1550	0943 (42) 4005
久保田 員義	58.02	株熊本硅砂鉱業	0943 (32) 0078	0943 (32) 0078
久間 康弘	65.08	和食のたまご本舗㈱	0943 (22) 2456	0943 (22) 2458
熊谷 英之	70.06	株熊谷光玉園	0943 (23) 6125	0943 (24) 5474
熊抱 一郎	61.10	八女カイセー㈱	0943 (32) 1148	0943 (32) 2628
栗原 悠次	52.03	栗原製茶	0943 (47) 2037	0943 (33) 6500
黒川 鉄朗	33.11		0943 (22) 4040	0943 (22) 5158
古賀 信行	39.09	大番	0943 (23) 4438	0943 (23) 4438
古賀 善信	64.01	株古賀製茶本舗	0943 (24) 1511	0943 (22) 3051
小塙 典利	65.03	小塙畳工業	0943 (37) 0229	0943 (37) 0229
許斐 茂	51.12	許斐製茶㈱	0943 (24) 3155	0943 (24) 3156
許斐 円児	46.12	南このみ園	0943 (24) 2020	0943 (24) 2021
近藤 宏章	46.10	丸国産業㈱	0943 (24) 2323	0943 (24) 2389
近藤 信秀	64.03	協和木材㈱	0943 (24) 3939	0943 (22) 5156
酒井 徳弥	67.05	株酒井組	0943 (42) 0680	0943 (42) 3833
坂田淳一 (会員)	70.01	株ホンダパレス八女店	0943 (24) 3753	0942 (53) 8890
坂田 徹裕	45.03	南坂田織物	0943 (32) 1402	0943 (32) 4900
櫻井 隆一	65.03	櫻井住宅産業	0943 (22) 6060	0943 (22) 6588

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先 FAX
佐田 秀雄	34.10		0943 (22) 3448	
鹿田 定実	56.03	㈱ハリカ八女店	0943 (24) 2355	0943 (24) 2364
下川 昌輝	67.03	JA 福岡信連	092 (711) 3551	0943 (23) 3538
城後 好孝	58.09	城後仏壇店	0943 (22) 2337	0943 (22) 2337
重松 正臣	44.01	八女茶産地間屋重松鶴壽園	0943 (32) 0079	0943 (32) 5885
紫原 明廣	50.09	フローリスト しはら	0943 (24) 5587	0943 (22) 4715
末金 明彦	59.04	末金林業	0943 (24) 5151	0943 (24) 5152
末金 修	63.10	㈱信栄	0943 (24) 5544	0943 (24) 5552
末金 繁一	33.08	林業(自営)	0942 (21) 7330	0943 (21) 4672
末金 英春	54.05	末金林業	0943 (24) 5151	0943 (24) 5152
末金 雅宏	51.09	㈱エム・コーポレーション	0942 (48) 0771	0942 (32) 3890
末金 正尚	61.01	㈱末金商店	0942 (48) 0771	0943 (24) 2275
末崎 隆	50.02	㈱スエザキサイクル商会	0942 (42) 1617	0942 (42) 1577
末次 公史	76.11	ノーベルショップ やまと	0943 (24) 0659	0943 (24) 2793
角 和憲	34.02	九州木材工業㈱	0943 (23) 3487	0943 (23) 2058
角 誠一郎	51.11	さくら薬局	0943 (24) 3343	0944 (50) 1280
角 博	62.12	九州木材工業㈱	0942 (53) 2174	0942 (52) 5158
角 好喜	62.03	有わらびの里	0942 (35) 0667	
宗 恒道	62.03	㈱丸京菓心庵	0943 (42) 0115	0943 (42) 1311
高鍋 一成	73.10	高鍋タオル㈱	0943 (32) 3939	0943 (32) 4159
高鍋 一正	47.03	高鍋タオル㈱	0943 (32) 3939	0943 (32) 4159
高鍋 俊彦	45.09		0943 (32) 4545	0943 (24) 9067
高橋 久	49.09	㈱高橋商店	0943 (22) 2896	0943 (22) 2896
高山 卓己	55.05	ダイアックス/ダイヤ糊工業(株)	0943 (37) 1100	0943 (37) 1101
武田 忠匡	56.10	武田設計㈲	0943 (23) 6105	0943 (23) 6105
田尻 浩二	60.01	田尻塗装店	0943 (22) 5312	0943 (22) 7582
田中 千稔	52.09	㈱タナカ鋼建工業	0943 (24) 3111	0943 (24) 3114
田中 直巳	64.12	㈱剣テクニカ	0943 (31) 8277	0943 (31) 8278
谷川 圭之	35.07	谷川産業㈱	0943 (23) 1512	0943 (23) 1513
谷川 徹治	71.05	谷川産業㈱	0943 (23) 1512	0943 (23) 1513
谷川 輝宏	47.08	谷川産業㈱	0943 (23) 1512	0943 (23) 1513
近松 敏夫	61.10	漆工房岩弥	0943 (22) 5800	0943 (22) 5800
近松 保典	51.10	仏壇のちかまつ	0943 (22) 2507	0943 (22) 2507
近松 信明	51.03	お仏壇のいわきち近松岩吉商店	0943 (23) 2818	0943 (22) 7117
月足 輝雄	25.03	月足製材工業	0943 (37) 0032	0943 (37) 1380
月足 一也	47.06	月足製材工業	0943 (37) 0032	0943 (37) 1380
辻 康男	43.11		0942 (22) 8032	
堤 一樹	52.03	㈱堤工務店	0943 (42) 2347	0943 (42) 0107
堤 秀敏	61.09	堤税理士事務所	0943 (22) 2788	0943 (22) 2789
堤 由香	64.09	法務合同事務所	0943 (23) 1131	0943 (23) 1133
椿原 淳	67.08	有椿原住宅設備	0943 (42) 0269	0943 (42) 2451
鶴 辰徳	52.10	鶴陶器本店	0943 (22) 2223	0943 (22) 4637
鶴 信行	64.11	有鶴仏壇工芸 仏匠	0943 (32) 5300	0943 (32) 5547
鶴 正英	42.08	有鶴得介商店	0943 (23) 5566	0943 (23) 5098
中尾 仁	67.08	堀川トラベルサービス㈱	0943 (24) 2100	0943 (24) 2106
中島 一嘉	69.03	㈱アズマ	0943 (24) 4001	0943 (24) 2421
中島 隆弘	64.10	㈱中島組	0943 (24) 4468	0943 (24) 5600
中村 貴	41.06	㈱中村製紙所	0943 (23) 4188	0943 (23) 2105
中村 泰朗	46.05	㈱中村製紙所	0943 (23) 4188	0943 (23) 2105
鍋田啓(会長)	67.12	鍋田塗装㈱	0943 (45) 1121	0943 (45) 1125
新留 雅和	71.01	ジーサイトプランニング	0943 (22) 5320	0943 (22) 9013

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先 FAX
仁賀木 浩三	62.04	有仁賀木不動産	0943 (24) 2369	0943 (22) 2132
仁賀木 靖夫	67.11	有仁賀木不動産本町支店	0943 (24) 2369	0943 (22) 2132
西岡 進	70.05	ファミリークリニック陽なた	0942 (36) 5050	0942 (36) 5700
西江 博樹	61.11	有西江興産	0943 (24) 3960	0943 (24) 3725
野田 国義	58.06	参議院議員	0943 (24) 4630	0943 (24) 4631
野田 雄一郎	69.02	野田製菓	0943 (22) 3043	0943 (22) 3040
野中 浩	64.12	有野中塗装店	0943 (22) 6022	0943 (22) 7397
野中 昇	73.03	㈱野中の八女茶	0943 (36) 0002	0943 (36) 0867
野中 和香成	52.06	和香測量登記事務所・わこう不動産	0943 (43) 6899	0943 (24) 2205
野村 哲也	45.07	野村織物(有)	0943 (32) 0018	0943 (32) 1098
萩尾 幸治	44.10	ダイニ興産(有)	0943 (32) 1233	0943 (32) 1233
橋爪 正幸	51.03	成央建設㈱	0943 (23) 5343	0943 (23) 5342
櫻川 龍也	64.08	櫻川工業 e-plan	0943 (23) 5548	0943 (23) 5165
服部 丈夫	54.04	ふく長寿司	0943 (22) 2627	0943 (23) 1333
服部 まり	74.01	やきとり半藏	0943 (22) 5318	0943 (22) 5318
馬場 昭人	54.12	馬場飼料㈱	0943 (23) 5335	0943 (22) 3168
原 一博	54.07	㈱原組	0943 (42) 1123	0943 (42) 2465
原 正之	34.02	学校法人 八女学院	0943 (42) 3668	0943 (42) 2465
東 邦次郎	44.11	㈱東兄弟	0943 (24) 2111	0943 (22) 4100
東 健一郎	70.05	㈱東兄弟	0943 (24) 2111	0943 (22) 4100
東 隆志	35.10			
樋口 鎮裕	63.04	トリオ食品	0943 (24) 3360	0943 (24) 4339
樋口 正也	56.03	有樋口建設	0943 (23) 4794	0943 (23) 4791
平井 昭文	52.04	㈱岩崎園製茶	0943 (23) 4569	0943 (23) 4696
平島 英一郎	65.11	㈱平島鉄筋工業	0943 (24) 2324	0943 (24) 2334
平島 和徳	42.01		0943 (42) 1315	0943 (42) 1315
平田 好識	51.03	ひらた内装	0943 (22) 5366	0943 (23) 1614
廣津 厚	45.11	㈱公益社	0943 (23) 4444	0943 (23) 7788
廣津 久也	75.05	㈱公益社・不動葬祭	0943 (23) 4444	0943 (23) 7788
廣津 満生	50.11	㈱公益社メモリアルホールいわ井	0943 (23) 2222	0943 (22) 3242
福島正治(副業)	69.01	有馬渡石材産業	0943 (22) 4814	0943 (22) 4814
藤井 孝幸	70.01	㈱共栄ベスト	0943 (22) 3834	0943 (22) 4974
藤木 茂	61.10	㈱フジキ工芸産業	0943 (23) 6111	0943 (23) 6112
古川 正二郎	71.08	㈱磐井製茶	0943 (23) 6801	0943 (22) 6119
芳司 英樹	69.03	芳司司法書士事務所	0943 (22) 7021	0943 (22) 7029
堀 晃一	71.04	すし庵すずめ	0943 (22) 5945	0943 (22) 5945
堀 仁興	69.12	ほり歯科医院	0943 (25) 6480	0943 (25) 6480
牧野 稔弘	72.03	牧野電気工事㈱	0943 (23) 4355	0943 (23) 4353
松鶴 秀文	66.09	有カミヤ	0943 (23) 7878	0943 (23) 7856
松尾 茂幸	50.04	松尾茂美製紙所	0943 (24) 3876	0943 (25) 1167
松尾 隆志	69.03	松尾写真館	0943 (42) 0137	0943 (42) 0145
松尾 努	57.06	(有) 松尾総合事務所	0943 (22) 7916	0943 (22) 7915
松門 孝章	76.04	有松門電設 専務取締役	0943 (22) 7884	0943 (24) 5527
松崎 修	57.10	有松崎製材所	0943 (22) 4463	0943 (22) 7611
松崎 広実	60.07	マニュライフ生命保険(株)	092 (283) 8580	092 (283) 8609
松崎 博文	55.07	松崎食品㈱	0943 (23) 5675	0943 (23) 5924
松本 和広	54.01	㈱松本商会	0943 (23) 6168	0943 (23) 6169
松本 直樹	65.04	㈱フィックス・ジャパン	0942 (80) 2076	0942 (80) 2076
水本 陽輔	73.05	ASA 八女	0943 (24) 3783	0943 (24) 3793
光益 昭	60.02	有光益食料品店	0943 (24) 3217	0943 (24) 3217
宮崎 勝	44.11			

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先 FAX
牟田口 和也	71.07	筑後信用金庫 千本杉支店	0942 (43) 7715	0942 (43) 1353
諸富 一文	59.04	有)諸富林業興業	0943 (22) 5852	0943 (22) 3305
山口 昇平	73.05	㈱ヤマグチ	0943 (23) 1138	0943 (24) 3169
山口 友徳	53.02	㈱山口組	0943 (52) 3244	0943 (52) 3133
山崎 俊明	40.02		0943 (32) 0196	0943 (32) 0196
山下 一弘	43.02	山下工業㈱	0942 (53) 3815	0942 (53) 3837
山下 一成	65.12	有)ヤマシタ産業	0942 (42) 3001	0942 (42) 3002
山下 剛司	70.10	㈱ベストコンサル	0943 (32) 5584	0943 (32) 5599
横溝 弥太郎	35.11		0943 (42) 0135	0943 (42) 0135
横山 大樹	65.01	横山歯科クリニック	0943 (22) 5384	0943 (22) 5384
吉泉 正幸	52.05	㈱吉泉園	0943 (42) 4188	0943 (42) 4598
吉田 領一	48.11	㈱吉田園	0943 (31) 2580	0943 (42) 2100
龍 俊孝	73.06	㈱ビーブル	0943 (24) 3341	0943 (22) 5210
渡辺 裕之	63.06	渡辺裕之税理士事務所	0943 (22) 2566	0943 (25) 2567
渡邊 本和	50.12	有)扇屋	0943 (32) 0011	0943 (32) 1130
渡辺 福哉	54.10	渡辺製材所	0943 (32) 0051	0943 (32) 3479

特別会員名簿（シニアクラブに属さない会員） 51名】

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先 FAX
青柳 国救光	43.07			
荒尾 和則	54.06		0943 (22) 4129	
安徳 育弘	59.01	有)清美寮 安徳	0942 (52) 7285	0943 (52) 5923
池田 和博		イケダ電器	0943 (23) 0567	
石橋 義博	58.03			
伊藤 博之		有)伊藤勘助商店	0943 (24) 2326	
井上 健				
上島 丈	66.07	㈱うえしまスポーツ	0943 (23) 3959	0943 (24) 1886
江頭 六郎				
大坪 博文	60.01	大坪工務店	0943 (22) 4086	0943 (24) 3004
小川 尚美	71.01			
河野 貴宏	68.06	㈱(イイダ)河野謙一ビルディング	0944 (41) 8118	0944 (51) 0560
北島 正道	50.04	オオキタ建設(株)	0943 (23) 3919	0943 (23) 6170
教楽木 正満	60.01			
金納 義之	72.07	有)日の出商会	0943 (22) 6866	0943 (23) 1135
国武 勝彦		M. Kサービス	093 (964) 5061	093 (964) 5061
倉員 茂		八女緑地建設	0943 (32) 0810	0943 (32) 4641
古賀 広敏			0943 (23) 2290	
古賀 吉人		古賀建具	0943 (24) 1433	
木庭 元喜	61.01	ボーポリーほりえ	0943 (22) 2877	0943 (23) 6988
坂田 徳治	58.08			
重野 勝一郎	56.04	有)モビックシゲノ	0943 (32) 1625	0943 (32) 0047
角 浩一郎	56.03	有)スミ設備工業	0943 (22) 5465	0943 (22) 5476
園田 元紀				
高橋 修也	59.02	高橋宗平商店	0943 (24) 5505	0943 (22) 2136
竹内 栄治	69.01	進栄設備	0943 (24) 5459	0943 (24) 5459
田中 博文	56.08	福島青果㈱	0943 (23) 2451	0943 (22) 3101
田島 政典		田島製材所	0943 (42) 0492	
鶴 重年		鶴伝壇店	0943 (24) 4702	
鶴 祐策	57.03	鶴伝壇本店	0942 (53) 8333	0943 (22) 5058
永尾 隆明		㈱ナガオモータース	0943 (24) 2103	

氏名	誕生日	勤務先	連絡先電話	連絡先 FAX
橋爪 克典	60.06	橋爪木材店	0943 (22) 3642	0943 (22) 3250
馬場 淳	51.08	八女保険センター	0942 (52) 1771	0942 (52) 2911
馬場 茂	57.12	進栄工業㈱	0943 (22) 4752	0943 (24) 5704
馬場 勉	72.02	有馬場ホンダ商会	0943 (32) 3535	0943 (32) 1162
樋口 武士	57.07	樋橋爪カバン店	0943 (24) 1800	0943 (24) 2814
平佐 幸也	66.11	株筑後旅行センター本社	0942 (52) 4911	0942 (52) 9163
平山 潤一郎	66.03	ヒラヤマタイヤワーラス	0943 (22) 2218	0943 (22) 2218
船越 武美			0943 (32) 0231	
古川 義則			0943 (22) 4525	
堀川 正商	59.10			
益本 和知	55.11			
松尾 辰彦	52.11		0943 (22) 4525	
松延 繁太				
丸林 隆資			0943 (22) 3857	
丸山 祐啓				
三田村 統之		八女市役所	0943 (23) 1109	0943 (24) 4554
光友 利典	60.07	ミツトモ印刷	0943 (22) 4546	0943 (22) 4546
村上 雄一	63.01	筑後信用金庫本店営業部	0942 (33) 2101	
元田 秀男		加茂川	0943 (24) 3766	
山口 昌孝	58.01	山口建設	0943 (24) 2257	
山口 隆一	50.07	隆勝堂フーズ㈱	0943 (24) 1717	0943 (24) 0303
山下 守雄		山下住設工業㈱	0943 (24) 5558	
山本 康迪		山本歯科医院	0943 (24) 3305	

物故會員

幸人雄勲三男磨壽郎司男義洋彦朗夫昭辰義保禎二武五俊和一智勝紀義善俊久保田村方口山原田部中川安丸場山爪田原久東今緒井鴨宮池入田古末持馬大橋池栗島田藤金口浦角橋藪江下賀上賀川田田江北近末樋三三石堤大金山古井古古山内木清澤堤鶴藤藤戸堀末久永中今熊小緒馬木正武誠隆浩勝義正信幸正正陽峯武龍洋下田田木島次川金原松尾里谷手方場